

IV

家庭裁判所における家事事件の 概況及び実情並びに人事訴訟の 概況等

1 家事事件の概況

1. 1 家事事件手続法の概要

1. 1. 1 基本理念

裁判所に持ち込まれる事件が全般的に複雑化・多様化する中、国民の法意識・権利意識や家族をめぐる社会状況も著しく変化し、家族間紛争にも、関係者の利害対立が激しく解決困難な事件が増えてきた。こうした状況下で、当事者等に対し、手続に主体的に関わるための機会を保障することによって、法的紛争解決ツールとしての裁判の結果に関する納得を得られるようにすることが重要となってきた。しかし、家事審判法（昭和 22 年法律第 152 号）の下では、上記のような手続保障に関する明確な規律が十分とはいえなかったことから、家事事件の手続を明文の規律によって明確化する必要があると考えられるようになった。

以上を背景として、当事者に対する手続保障や家事事件手続の透明性を強化し、家庭裁判所による法的紛争解決機能をより一層充実させるべく、家事事件手続法（平成 23 年法律第 52 号）（以下「家事法」という。）が制定され、平成 25 年 1 月 1 日から施行された¹。

1. 1. 2 基本理念に基づく具体的な制度

迅速化検証においては、家事事件²のうち、審理期間が比較的長い、別表第二事件を主として取り上げることとし、以下、上記事件を中心に解説する（なお、以下、本項において、特に法令名を記載せずに条文を引用する場合、家事法の条文を指すものとする。）。

調停事件及び別表第二審判事件に関しては、裁判所が、申立書の写しを相手方に送付することが原則として必要となった（別表第二審判事件について 67 条 1 項、調停事件について 256 条 1 項）。これは、相手方に申立ての内容を了知させた上で手続を進めることが、相手方の適切な手続活動の実現と早期の紛争解決という双方の観点から合理的であるとの考え方に基づく。

さらに、当事者に、反対当事者が提出した資料を閲覧するなどした上で反論等を行う機会を与えることは、手続保障の根幹をなすから、家事審判事件に関し、当事者による記録の閲覧・謄写を原則として認める扱いとされた（47 条 3 項）。また、別表第一審判事件については、裁判所は、当事者が提出した資料等につき事実の調査を行った場合、その結果が当事者による審判の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、当事者及び利害関係参加人に対し事実の調査をした旨の通知をしなければならないものとされた（63 条）。これも、調査された資料に関しての反論等をする機会を確保し、不意打ちを防ぐことを狙いとする。

そして、当事者間の対立構造が顕著な別表第二審判事件については、更に充実した手続保障の規定が設けられた。まず、事実の調査の通知については、63 条よりも更に範囲が広げられ、特に必要がないと認める

¹ これに伴い、家事審判法は廃止された。

² 本報告書における「家事事件」とは、家事法別表第一に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第一審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての審判事件（以下「別表第二審判事件」という。）、別表第二に掲げる事項についての調停事件（以下「別表第二調停事件」という。）及び別表第二に掲げる事項以外の事項についての調停事件（以下「一般調停事件」という。）である。別表第二審判事件と別表第二調停事件をまとめて指す場合、「別表第二事件」という。

別表第一審判事件は、おおむね従前の甲類審判事件に、別表第二事件は、おおむね従前の乙類事件にそれぞれ対応する。

なお、本報告書で取り上げる事件には、家事審判法が適用された事件も含まれているが、便宜上、そうした事件も含めて、「別表第一審判事件」「別表第二審判事件」「別表第二調停事件」という呼称を用いることとする。また、以下、本章において単に「調停」という場合、家事調停を指すものとする。

場合を除き必要とされた（70条）。また、裁判所は、別表第二審判事件の手續においては、原則として、当事者の陳述を聴かなければならない（68条1項）。しかも、裁判所は、当事者の申出があれば、審問期日において陳述の聴取をしなければならず（68条2項）、その際、原則として反対当事者に立ち会う機会を与えなければならないこととされた（69条）。さらに、当事者に資料の提出の機会を与える前提としては、資料の提出時期を明らかにすることが必要であるため、最終的な資料提出期限を明確にする意味で、裁判所は、原則として相当の猶予期間を置いて、審理終結日を定めなければならない（71条）、加えて、審理を終結した場合には審判日を定めなければならないとされた（72条）。

1. 1. 3 その他の改正点—主に迅速化の視点から

1. 1. 3. 1 利便性の向上

家事法の下では、当事者の利便性への配慮から、電話会議システム又はテレビ会議システムを利用して期日における手續を行うことが可能となった（54条1項、258条1項。なお、離婚・離縁についての調停成立の局面や合意に相当する審判事件での合意成立の局面では、これらのシステムを利用することができない（268条3項、277条2項）。）。これらのシステムは、主として、遠隔地に居住する当事者の出頭負担の緩和のために利用することが想定されている。この改正は、当事者の便宜にかない、調停・審判手續における簡易迅速処理の要請にも合致するといえよう。

1. 1. 3. 2 その他

従前、調停に代わる審判は、一般調停事件についてしか利用することができないものであった（家事審判法24条2項参照）。しかし、別表第二調停事件であっても、当事者の一方の強い意向や僅かな意見の相違によって調停が成立しない場合や、一方当事者が手續遂行の意欲を失っている場合に、裁判所が調停での一切の事情を踏まえて合理的な解決案を示すことは、迅速な紛争解決の促進に資するといえる。そこで、家事法は、調停に代わる審判を利用することができる範囲を、別表第二調停事件にも拡大した（284条1項）。なお、調停に代わる審判は、適法な異議申立てがあれば効力を失うこととなる（286条5項）。

また、児童の権利に関する条約12条等の趣旨に鑑み、調停・審判手續における子の意思の把握及び考慮（65条、258条1項）、子の監護に関する処分の審判事件等における15歳以上の子に対する必要的陳述聴取の規定が整備された（152条2項等）。

1. 2 家事事件の概況

1. 2. 1 家事事件全体

別表第一審判事件の新受件数が³、平成 24 年と比べて、主として成年後見等監督処分事件等の大幅な増加の影響で増加した一方、別表第二事件の新受件数は高止まり状態であり、平均審理期間は若干長期化している。

一般調停事件に関しては、新受件数が減少傾向である一方、平均審理期間が緩やかな長期化傾向にある。これに関連して、調停成立で終局した事件の割合が増加する一方、取下げで終局した事件の割合が減少する傾向が見られ、前者の方が平均審理期間が長いことから、一般調停事件の緩やかな長期化傾向にも影響しているのではないかと考えられる。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合）について、前回から特段の変化は見られない。

○ 別表第一審判事件

平成 26 年における別表第一審判事件の既済件数及び平均審理期間については【表 1】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移については【図 2】のとおりである。

平成 26 年の新受件数は、平成 24 年（65 万 0536 件）より 1 割弱増加していて、長期的に見ても高い水準である。こうした増加傾向の主な要因は、成年後見等監督処分事件と成年後見人等の報酬付与請求事件を合計した数が、平成 24 年の 8 万 8539 件³から 17 万 0078 件に増加したことにある⁴。これは、成年後見人等による不正行為が後を絶たない状況を踏まえて、全国の家裁裁判所において、これまで定期的な監督の必要性が低いとされてきた事案についても、後見等事務の現在の状況を一通り確認する必要性が高いといった認識が共有され、この確認の取組が集中的に実施されたことを契機とする傾向であると思われる。

別表第一審判事件の既済件数が家事事件全体の約 8 割を占めており、その平均審理期間が 1.0 月と短期間である傾向に、前回から大きな変化は見られない（第 5 回報告書概況編 173 頁【表 1】参照）。

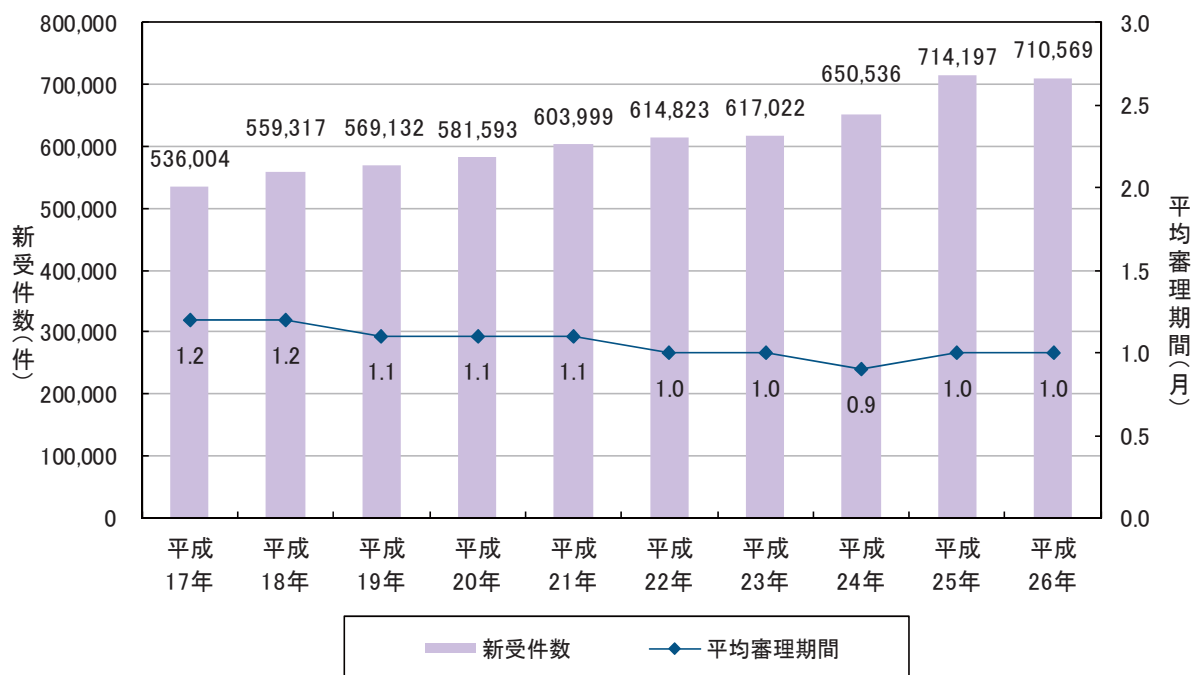
【表 1】 家事事件の既済件数及び平均審理期間

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
既済件数	710,997	19,680	75,039	62,218
平均審理期間(月)	1.0	5.4	5.7	5.0

³ 司法統計年報による。

⁴ 他方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成 25 年法律第 47 号)の施行に伴い、平成 26 年 4 月以降、同法による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定による保護者制度が廃止された影響で、保護者選任事件の申立件数は、平成 24 年及び平成 25 年と比べて約 4 万件減少した。

【図2】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第一審判事件)



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表3】のとおりであり、大半の事件が6月以内に終局しているという傾向に変化はない(第5回報告書概況編175頁【表5】参照)。

【表3】 家事事件の審理期間別の既済件数及び事件割合

事件の種類	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件	別表第二 調停事件	一般調停事件
6月以内	702,954 98.9%	14,699 74.7%	52,832 70.4%	46,712 75.1%
6月超 1年以内	6,979 1.0%	3,336 17.0%	15,808 21.1%	12,680 20.4%
1年超 2年以内	905 0.1%	1,269 6.4%	5,450 7.3%	2,674 4.3%
2年を超える	159 0.02%	376 1.9%	949 1.3%	152 0.2%

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、認容で終局したものが97%前後で、他の終局区分の割合がごく僅かであることは前回と同様の傾向である(第5回報告書概況編175頁【表6】参照)。

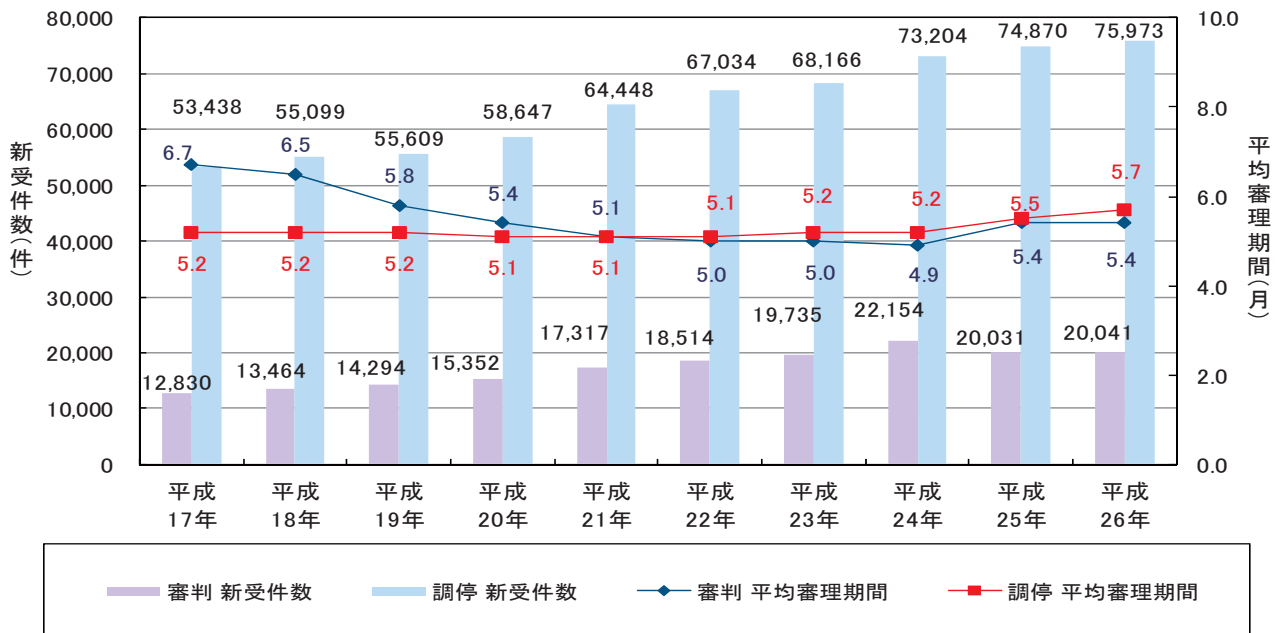
【表4】 家事事件の終局区分別の既済件数及び事件割合

	別表第一 審判事件	別表第二 審判事件		別表第二 調停事件	一般調停事件
総数	710,997 100.0%	19,680 100.0%	総数	75,039 100.0%	62,218 100.0%
認容	690,488 97.1%	10,542 53.6%	成立	43,680 58.2%	29,457 47.3%
却下	2,485 0.3%	2,241 11.4%	不成立	10,700 14.3%	14,865 23.9%
取下げ	13,109 1.8%	3,001 15.2%	取下げ	15,986 21.3%	13,772 22.1%
それ以外	4,915 0.7%	3,896 19.8%	それ以外	4,673 6.2%	4,124 6.6%

○ 別表第二事件

平成 26 年における別表第二事件の既済件数及び平均審理期間については【表 1】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移については【図 5】のとおりである。

【図5】 新受件数及び平均審理期間の推移(別表第二事件)



調停事件の新受件数は、平成 17 年以降一貫して増加しており、審判事件の新受件数についても、同年以降おおむね増加傾向にあって、ここ数年は、全体として別表第二事件の新受件数が高止まり状態にある。他方、平均審理期間⁵について、調停事件は、平成 17 年から平成 24 年にかけておおむね横ばいで推移してい

⁵ 本項において、別表第二審判事件の審理期間とは、審判事件としての係属(審判事件として申立てがあったとき、調停が不成立になり審判移行したとき等)から審判事件としての終局のときまでを指す(調停事件についても同様である。)。この点、IV. 1. 2. 2 以降と異なる統計処理がされているので(後掲IV. 1. 2. 2【図9】の注記参照)、注意されたい。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

たが、平成 25 年から緩やかに長期化しており⁶、審判事件は、平成 17 年から平成 21 年にかけてかなり短縮した後、おおむね横ばいで推移していたが、平成 25 年に若干長期化した⁷。

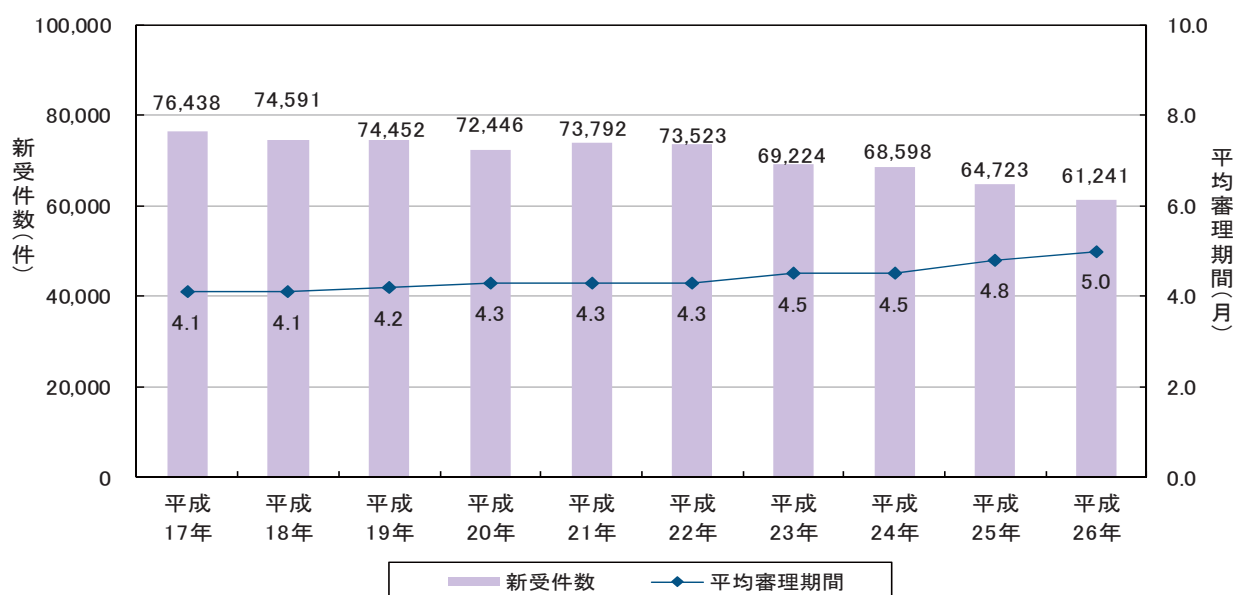
審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 3】のとおりであるところ、審理期間が 6 月以内の事件の割合（審判事件で 74.7%、調停事件で 70.4%）は、審判事件については、前回（76.4%）より 1.7%減少し、調停事件では、前回（74.0%）より 3.6%減少している。一方で、審理期間が 1 年を超える事件の割合（審判事件で 8.3%、調停事件で 8.6%）は、前回（審判事件で 8.0%、調停事件で 7.3%）よりいずれも若干増加しているが、なお 1 割を下回る水準にある。（第 5 回報告書概況編 175 頁【表 5】参照）

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 4】のとおりである。調停事件について、調停成立で終局した事件の割合は、前回（58.0%）とほぼ同水準である。他方で、調停不成立で終局した事件の割合は前回（16.0%）より 1.7%減少し、取下げで終局した事件の割合も前回（22.8%）より 1.5%減少している。なお、それ以外の事由で終局した事件の割合が前回（3.2%）より 3%増加しているが、これは、主として、新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の影響によると思われる^{8 9}。（第 5 回報告書概況編 175 頁【表 6】参照）

○ 一般調停事件

平成 26 年における一般調停事件の既済件数及び平均審理期間については【表 1】のとおりであり、新受件数及び平均審理期間の推移については【図 6】のとおりである。

【図 6】 新受件数及び平均審理期間の推移（一般調停事件）



⁶ もっとも、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年から平成 26 年にかけて、5.8 月、5.7 月、5.6 月と徐々に短縮している。未済事件の平均係属期間の平成 25 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局「家庭裁判所の概況一家事事件一」法曹時報第 66 巻第 12 号 124 頁第 24 表参照（平成 26 年）

⁷ なお、未済事件の平均係属期間は、平成 24 年と平成 25 年が 6.8 月、平成 26 年が 6.7 月となっている。未済事件の平均係属期間の平成 25 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 6・112 頁第 9 表参照

⁸ 平成 26 年の既済事件（調停事件）のうち、2.7%が調停に代わる審判で終局している。

⁹ 審判事件で「それ以外」による終局が多いのは、審判事件として審理している中で合意形成がされ、事件が調停に付されて調停成立となり、審判事件が当然終了する場合が一定数あるためである。

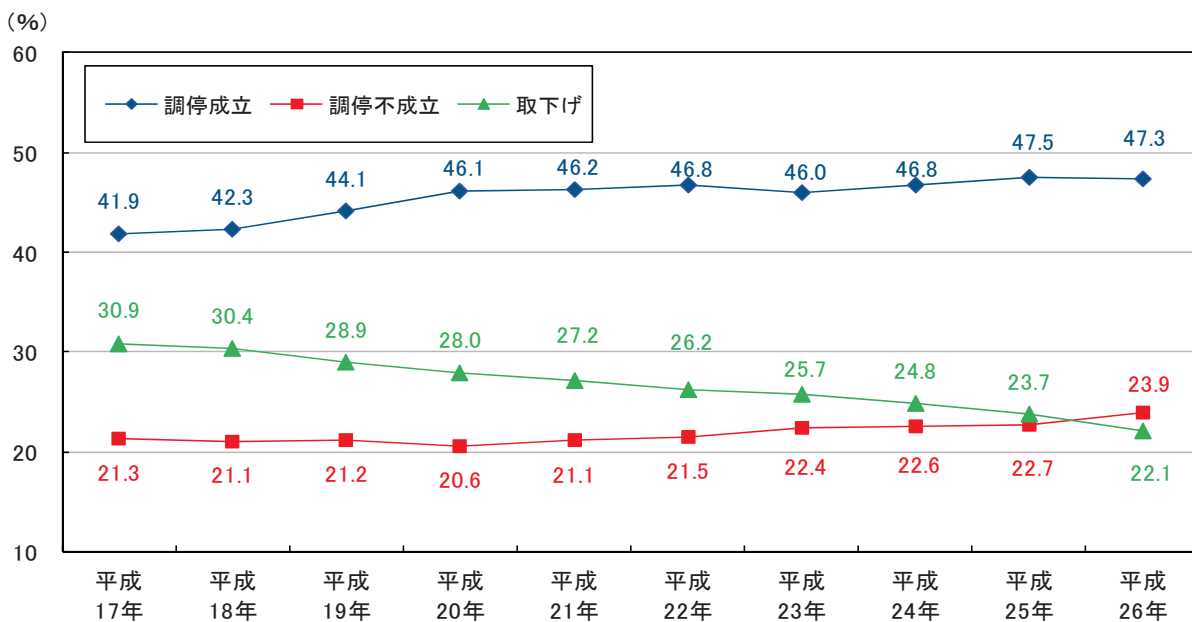
一般調停事件（その大部分を夫婦関係調整事件が占める¹⁰。）の新受件数は、平成 17 年以降、おおむね減少傾向が続いているが、一方で、平均審理期間は緩やかな長期化傾向にある。なお、未済事件の平均係属期間も、平成 24 年の 3.9 月から、平成 26 年には 4.2 月となっており¹¹、同様の傾向が見られる。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 3】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合は 75.1%と、前回（79.3%）より 4.2%減少したのに対し、1 年を超える事件の割合は 4.5%と、前回（3.3%）より 1.2%増加している（第 5 回報告書概況編 175 頁【表 5】参照）。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 4】のとおりであり、調停成立で終局した事件の割合は 47.3%と、前回（46.8%）より若干増加している（第 5 回報告書概況編 175 頁【表 6】参照）。

なお、【図 7】のとおり、ここ 10 年間で、調停成立で終局した事件の割合が増加する一方で、取下げで終局した事件の割合が減少する傾向が見られる¹²。この点、例えば、夫婦関係調整調停事件で見ると、【図 8】のとおり、取下げで終局した事件の平均審理期間は 3.1 月から 3.4 月で推移しているのに対し、調停成立で終局した事件の平均審理期間は 4.4 月から 5.5 月で推移しており、取下げで終局した事件の平均審理期間が調停成立で終局した事件の平均審理期間よりも短くなっている¹³。そうすると、【図 7】に見られる傾向は、一般調停事件の平均審理期間が緩やかな長期化傾向にあることにも影響しているのではないかと考えられる。

【図 7】 一般調停事件の終局区分別割合の推移



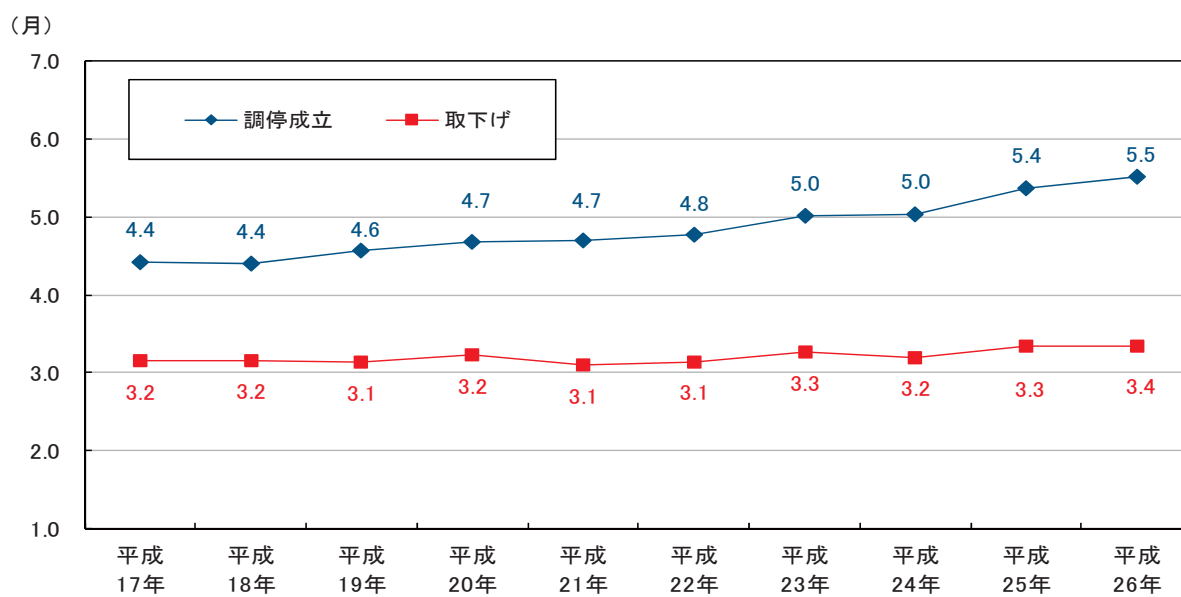
¹⁰ 夫婦関係調整事件の新受件数は、平成 25 年において 5 万 0582 件（司法統計年報による。）、平成 26 年において 4 万 7691 件である。

¹¹ 未済事件の平均係属期間の平成 25 年までの推移については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 6・124 頁第 24 表参照

¹² より詳細な数値については、最高裁判所事務総局家庭局・脚注 6・123 頁第 21 表参照

¹³ 取下げで終局する事件では、相手方の不出頭が続いたり、合意の見込みが薄かったり、手続外で協議離婚が成立したりするなど、比較的早い時期に結論が見通せることも少なくないため、調停成立で終局する事件と比べて終局までの期間が短くなる傾向があるものと思われる。

【図8】 夫婦関係調整調停事件における終局区分別の平均審理期間の推移



1. 2. 2 遺産分割事件

高齢化の影響もあってか新受件数（審判＋調停）が長期的には増加傾向にある一方、1件当たりの当事者数は緩やかな減少傾向にある。平均審理期間については、平成24年から大きな変化は見られない。

他の事件類型と比べて、家事法で新たに利用可能となった調停に代わる審判が積極的に活用されていること（既済事件の6.7%）がうかがわれる。

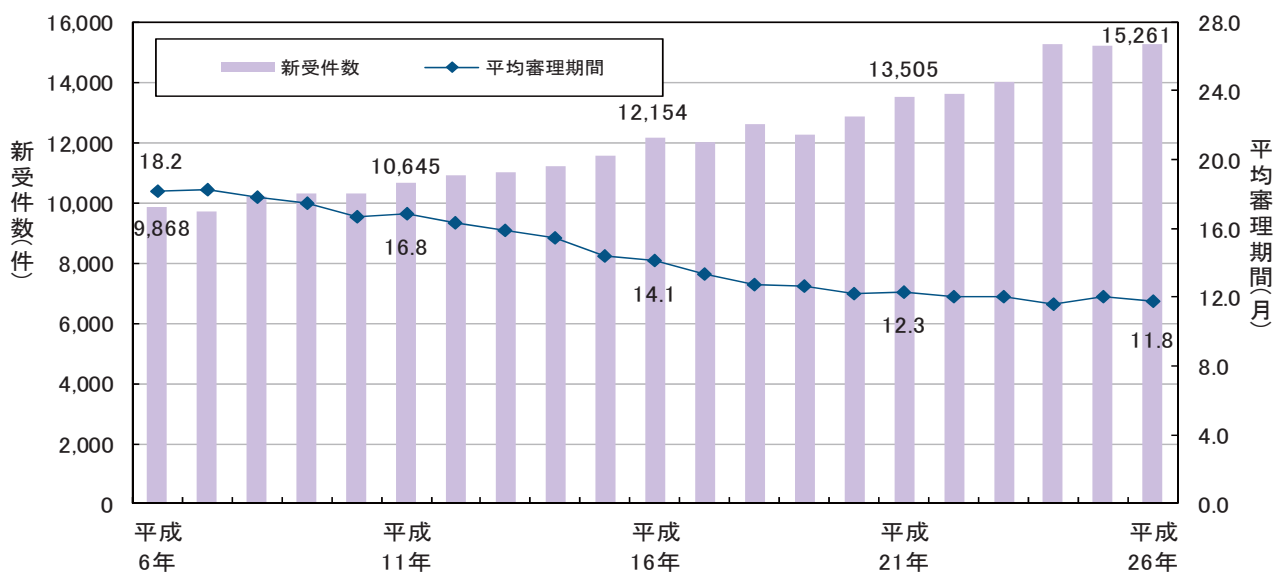
手続代理人弁護士関与がある事件数は、ほぼ一貫して増加している。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移については【図9】のとおりである。

平成26年における新受件数は1万5261件と、平成24年（1万5283件）より僅かに減少したが、長期的に見れば増加傾向にあることは明らかであり、これには高齢化に伴う死亡者数の増加の影響があると考えられる（第5回報告書社会的要因編133頁以下参照）。

【図9】新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（遺産分割事件）



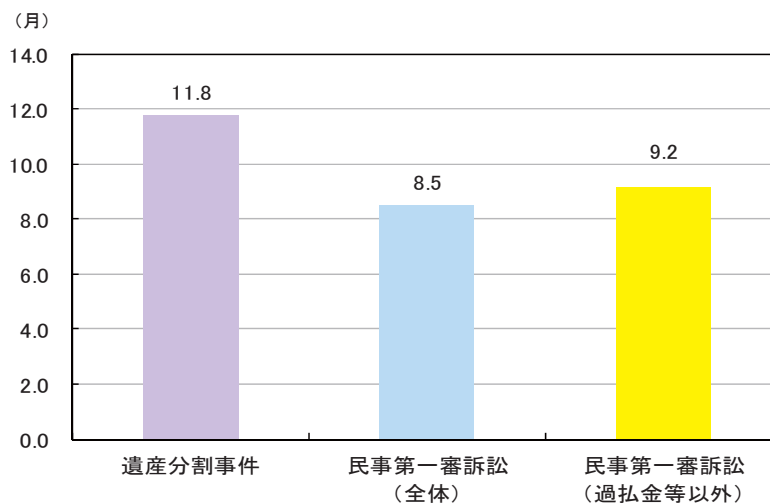
※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提が採られている。

平成26年における平均審理期間については【図10】のとおりであり、前回（11.6月）より若干長くなっているが（民事第一審訴訟事件の平均審理期間と比べて長くなっていることは前回と同様である。）

（第5回報告書概況編177頁【図7】参照）、ここ数年間は、12月前後で横ばいであり、長期的に見れば短縮傾向にあるといえよう（【図9】）。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 11】のとおりである。審理期間が6月以内の事件の割合が前回(39.2%)より約2%減少して37.3%となったのに対し、1年を超える事件の割合は前回(30.0%)より若干増加して30.3%であった。なお、審理期間が2年を超える事件の割合は、8.8%で前回(9.1%)より若干減少した。(第5回報告書概況編178頁【表9】参照)

【図10】 平均審理期間(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 12】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は、前回(63.0%)と比べて減少しているが、なお全体の約6割が調停成立で終局している。審判(認容、却下、分割禁止)により終局した事件の割合は、前回(12.4%)より2.52%減少して、9.88%となった(第5回報告書概況編179頁【表11】参照)。別表第二調停事件につき新たな紛争解決手段として設けられた調停に代わる審判で終局した事件の割合は、6.7%であり、これは、婚姻関係事件や子の監護事件といった他の事件類型よりもかなり高い割合であって(後掲IV. 1. 2. 3【表23】、後掲IV. 1. 2. 4【表31】)、遺産分割事件においては、簡易迅速な紛争解決手段として積極的に調停に代わる審判が活用されていることがうかがわれる(この点に関する実情調査の結果については、後掲IV. 2. 3参照)。

【表11】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

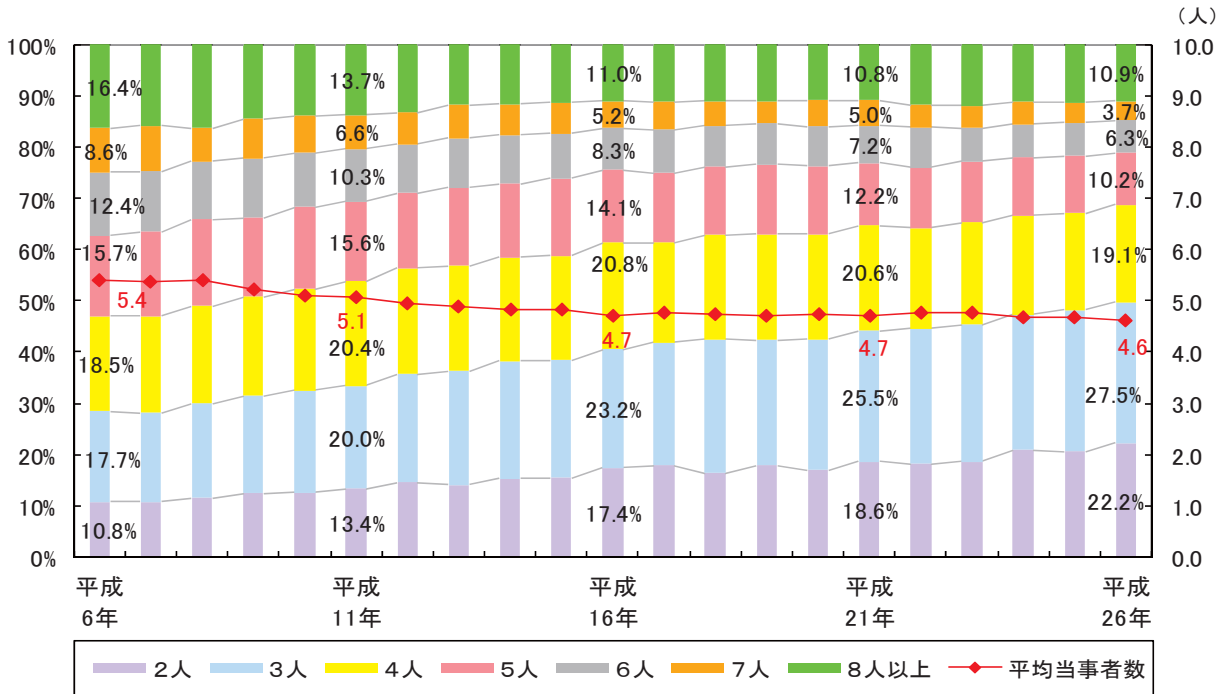
事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
既済件数	12,577	141,006	87,928
平均審理期間(月)	11.8	8.5	9.2
6月以内	4,692 37.3%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	4,071 32.4%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	2,705 21.5%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	697 5.5%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年を超える	412 3.3%	2,319 1.6%	1,628 1.9%

【表12】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(遺産分割事件)

調停成立	7,515 59.8%
調停をしない	92 0.7%
調停に代わる審判	838 6.7%
取下げ	2,798 22.2%
当然終了	93 0.7%
認容	1,195 9.5%
却下	36 0.3%
分割禁止	10 0.08%

当事者数の推移については【図 13】のとおりであり、平均当事者数は緩やかではあるが減少傾向にある。

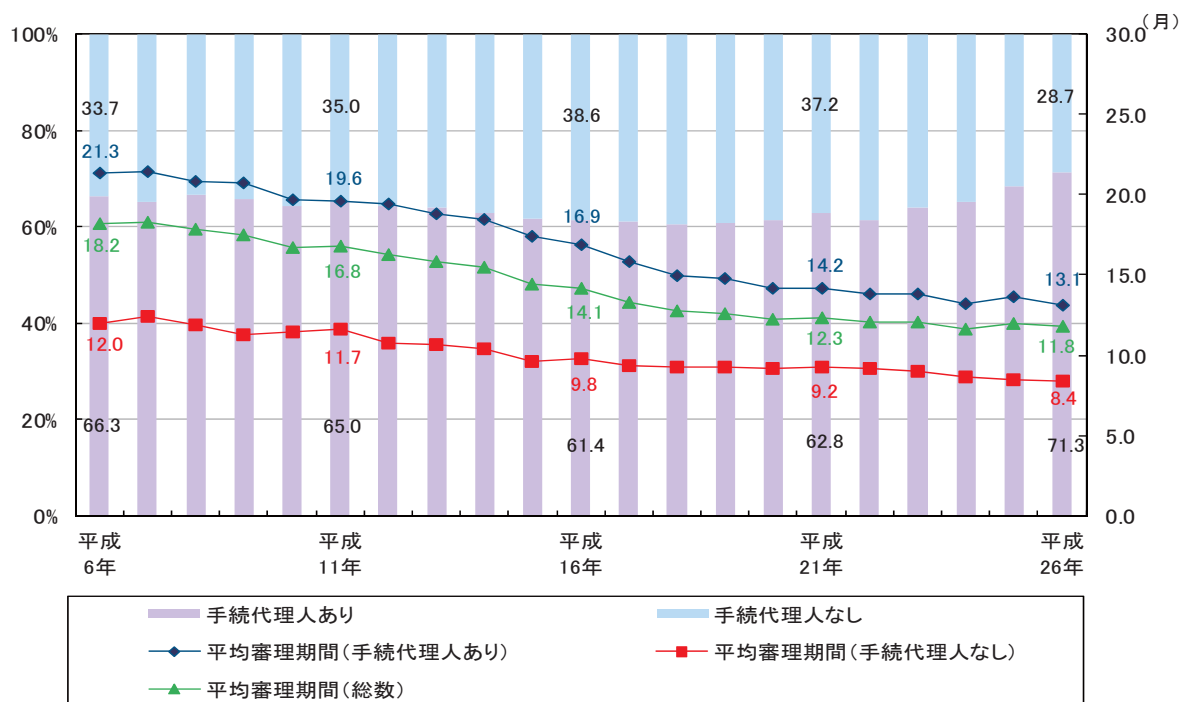
【図 13】 当事者数の推移(遺産分割事件)



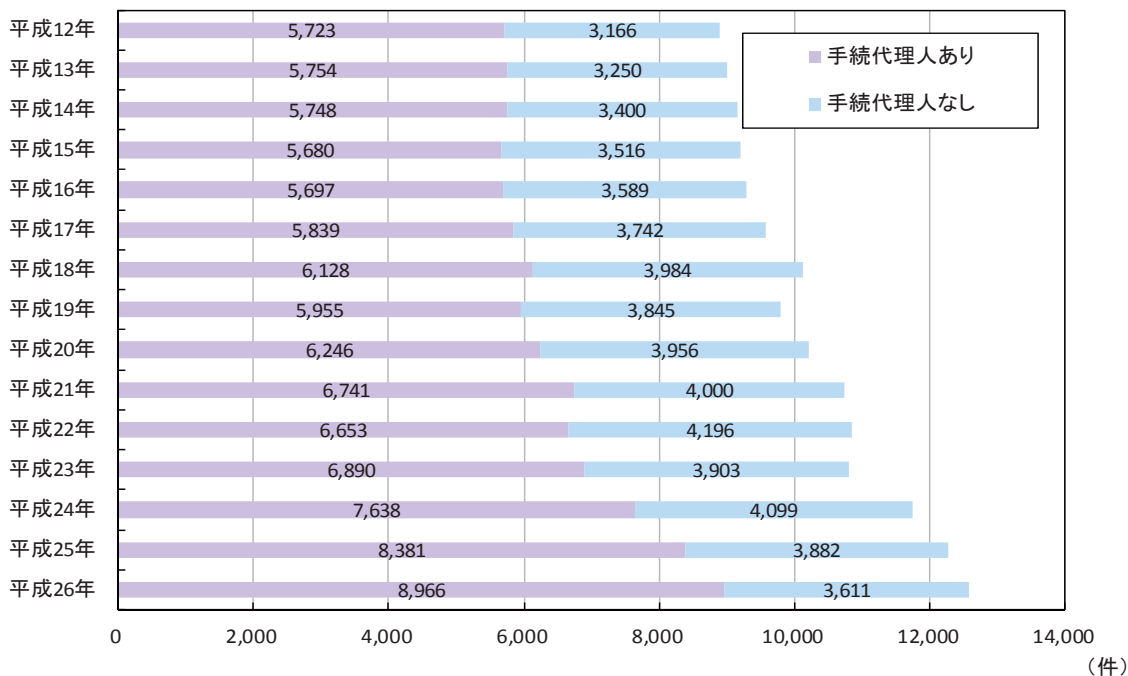
遺産分割事件における手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移については【図 14】のとおりであり、当事者のいずれかに手続代理人弁護士が関与した事件の割合は、長らく6割台で推移し、特にここ数年は増加傾向にあつて、平成26年には71.3%に達するなど、もともと手続代理人弁護士関与率の高い事件類型であるということが出来る。なお、【図 15】のとおり、手続代理人弁護士の関与がある事件数を見ると、ほぼ一貫して増加している。手続代理人弁護士の関与がある事件の方が、その関与がない事件よりも平均審理期間が長いという傾向に変化はない（【図 14】）。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

【図14】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(遺産分割事件)



【図15】 手続代理人弁護士の関与の有無別の既済件数の推移(遺産分割事件)



平成 26 年における平均期日回数及び平均期日間隔については【表 16】のとおりであり、平均期日回数（5.9 回であり、ほとんどが調停期日である。）及び平均期日間隔（2.0 月）はいずれも前回と変わらない（第 5 回報告書概況編 180 頁【図 14】参照）。

遺産分割事件に係る調査命令の有無別の既済件数及び事件割合については【表 17】のとおりであり、調査命令¹⁴のあった事件の割合が前回（12.4%）より 5.8%減少して 6.6%となっている（第 5 回報告書概況編 180 頁【表 15】参照）。

【表16】 平均期日回数及び平均期日間隔
（遺産分割事件）

事件の種類	遺産分割事件
平均期日回数	5.9
平均調停 期日回数	5.3
平均審判 期日回数	0.6
平均期日間隔(月)	2.0

【表17】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合
（遺産分割事件）

調査命令	あり	825 6.6%
	なし	11,752 93.4%

¹⁴ 調査命令の種類としては、調停期日への立会、関係者の意向調査、不出頭当事者への出頭勧告等がある。

1. 2. 3 婚姻関係事件¹⁵

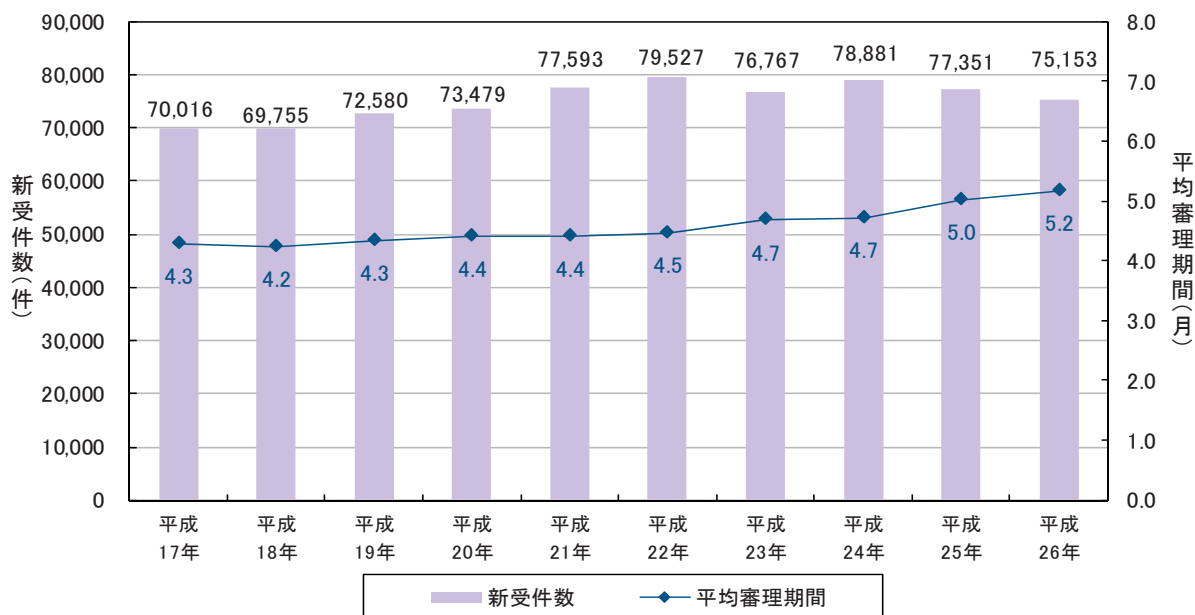
新受件数（審判＋調停）が高止まり傾向である一方、平均審理期間が若干長期化傾向にある。この傾向に関連する事情として、前掲IV. 1. 2. 1で指摘したのと同様に、相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合が増えていることや、婚姻費用分担事件の増加傾向（多くの婚姻費用分担事件は、夫婦関係調整事件と並行して審理され、同事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅れるなどの影響が生じ得る。）が挙げられる。また、手続代理人弁護士関与率が増加していることも、事件の困難化傾向を示唆している。

なお、調査命令のあった事件の割合に前回（18.0%）から若干の増加が見られた。また、婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件でも新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は0.9%であった。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移については【図18】のとおりである。

【図18】 新受件数(審判＋調停)及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件(例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件)についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である(本項における既済事件のデータは全て同様である。)。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提が採られている。

¹⁵ 婚姻関係事件には、一般調停事件に分類される夫婦関係調整調停事件、別表第二事件に分類される婚姻費用分担事件、離婚後の財産分与事件、請求すべき按分割合に関する処分(離婚後の年金分割)事件等が含まれる。

新受件数については、平成 18 年から平成 22 年まで一貫して増加し、その後、高止まり的な状態にあり、平成 26 年も 7 万 5153 件と高水準にある。平均審理期間については、平成 21 年までは 4.2 月から 4.4 月で推移しおおむね横ばいであったが、平成 22 年以降若干長期化する傾向にあり、平成 26 年における平均審理期間 5.2 月も、平成 24 年（4.7 月）より若干長くなっている（【表 19】）。

審理期間別の既済件数及び事件割合については【表 20】のとおりであり、審理期間が 6 月以内の事件の割合が前回（77.1%）より約 4% 減少して 73.0% となったのに対し、1 年を超える事件の割合が前回（3.64%）より 1.41% 増加して 5.05% となった（第 5 回報告書概況編 182 頁【表 17】参照）。

なお、婚姻関係事件の平均審理期間が若干長期化する傾向にあることと関連して、夫婦関係調整事件について前述した（前掲Ⅳ. 1. 2. 1 参照）と同様の、相対的に平均審理期間が長い調停成立で終局した事件の割合の増加のほか（【図 21】【図 22】）、婚姻費用分担事件が増加傾向にあることが挙げられる（婚姻費用分担事件の新受件数（審判+調停）は、平成 17 年には 1 万 0484 件であったが¹⁶、平成 26 年には 2 万 2043 件である¹⁷）。

婚姻費用分担事件は、多くの場合、夫婦関係調整事件と調停期日が並行して重ねられるところ、別居後の生活基盤に関わる婚姻費用分担事件の解決が優先されることで、夫婦関係調整事件において、離婚条件等の実質的協議に入る時期が遅くなりがちになったり、離婚・婚姻費用のいずれの問題を先に取り上げるか自体で手続が紛糾したりするなどして、全体として審理が長引く事情もあるのではないかと考えられる¹⁸。

【表 19】 既済件数及び平均審理期間
（婚姻関係事件）

既済件数	69,954
平均審理期間(月)	5.2

【表 20】 審理期間別の既済件数及び事件割合
（婚姻関係事件）

6月以内	51,072 73.0%
6月超1年以内	15,321 21.9%
1年超2年以内	3,360 4.8%
2年超3年以内	168 0.2%
3年を超える	33 0.05%

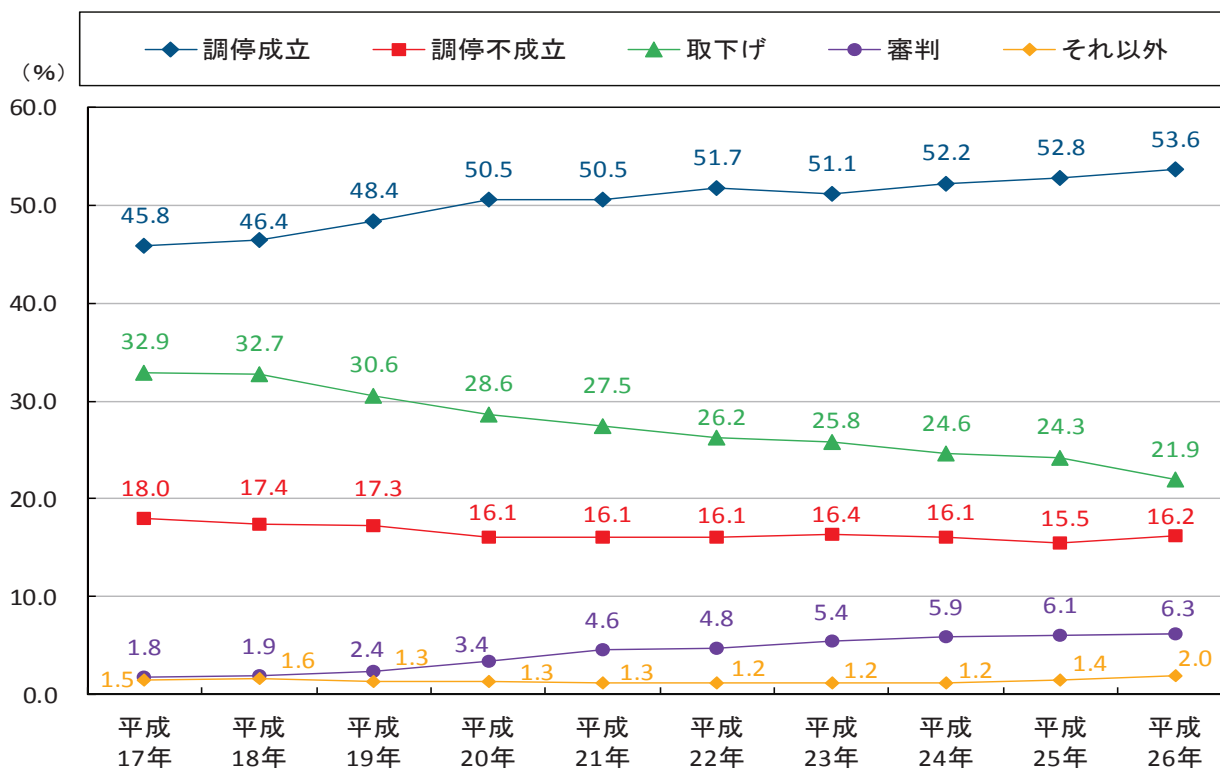
¹⁶ 司法統計年報による。

¹⁷ 内訳は、平成 17 年において、審判 1687 件、調停 8797 件であり(司法統計年報による。)、平成 26 年において、審判 3476 件、調停 1 万 8567 件である。なお、審判の申立てがあっても、多くの場合には、調停に付されて進められているものと思われる。

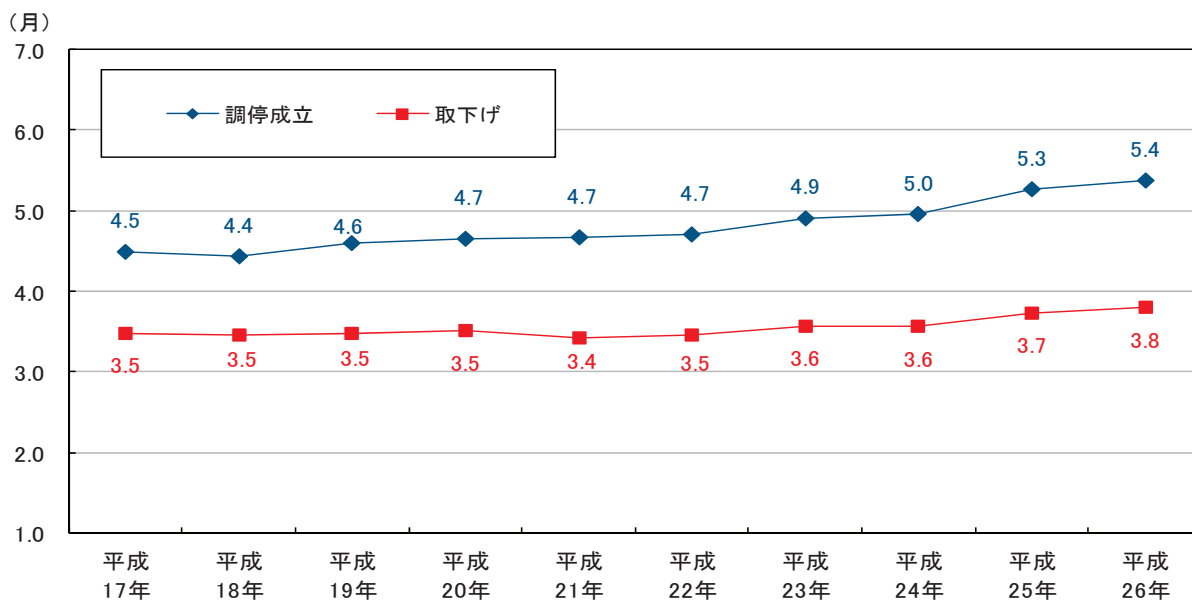
¹⁸ このような指摘は、実情調査においても見られた。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

【図21】 終局区分別事件割合の推移(婚姻関係事件)



【図22】 終局区分別の平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 23】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合については、前回（52.2%）より 1.4%増加して 53.6%となり、調停不成立で終局した事件（一般調停である夫婦関係調整調停事件）の割合（16.2%）や認容又は却下の審判で終局した事件（別表第二事件）の割合（6.3%）については前回（それぞれ 16.1%、5.8%）から大きな変化は見られないが、取下げで終局した事件の割合については前回（24.6%）より 2.7%減少して 21.9%となった（第 5 回報告書概況編 183 頁【表 19】参照）。調停に代わる審判については、新たに婚姻費用分担事件等の別表第二調停事件においても利用可能となったところであるが、これにより終局した事件の割合は 0.9%であった。

【表23】 終局区分別の既済件数及び事件割合（婚姻関係事件）

調停成立	37,498 53.6%
調停不成立	11,337 16.2%
調停をしない	589 0.8%
調停に代わる審判	611 0.9%
取下げ	15,341 21.9%
当然終了	193 0.3%
認容	4,118 5.9%
却下	267 0.4%

平均期日回数及び平均期日間隔については【表 24】のとおりであり、平均期日間隔は前回と変わらず、平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）については前回（3.0 回）より若干増加して 3.2 回となっている（第 5 回報告書概況編 183 頁【表 20】参照）。

【表24】 平均期日回数及び平均期日間隔（婚姻関係事件）

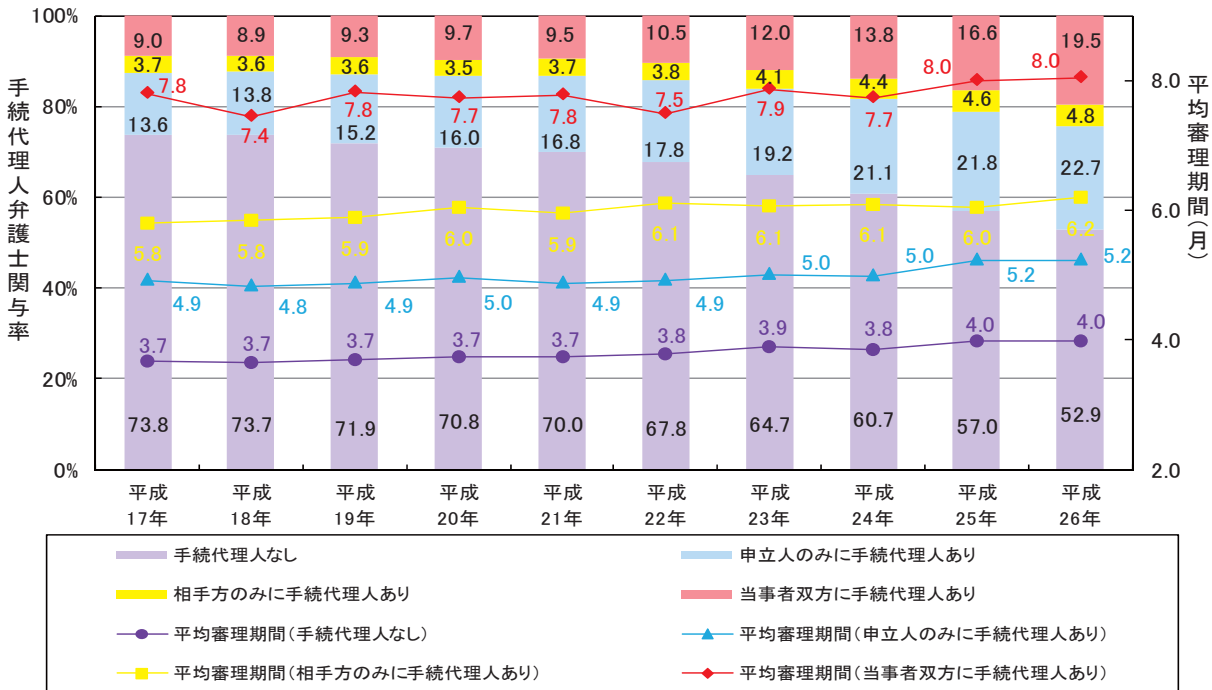
事件の種類	婚姻関係事件
平均期日回数	3.2
平均調停期日回数	3.1
平均審判期日回数	0.09
平均期日間隔（月）	1.6

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移については【図 25】のとおりであり、ここ数年、手続代理人弁護士の関与がある事件の割合が増加している（当事者の双方又はいずれか一方に手続代理人弁護士の関与がある事件の割合は、既に 4 割を上回っている。）。当事者の双方に手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間は、当事者のいずれかに手続代理人弁護士の関与がある事件の平均審理期間を上回り、また、当該平均審理期間も、当事者のいずれにも手続代理人弁護士の関与がない事件の平均審理期間より長いことから、手続代理人弁護士の関与が増えたことと平均審理期間が若干長期化する傾向にあることは相関しているといえ、手続代理人弁護士関与率の増加も、事件の困難化傾向を示唆している。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

【図25】 手続代理人弁護士関与率及び平均審理期間の推移(婚姻関係事件)



調査命令の有無別の既済件数及び事件割合については【表 26】のとおりであり、子の意思の把握に関する明文規定(家事法 65 条等)が設けられた直後の統計データで、調査命令のあった事件の割合が、前回(18.0%)と比べて1.3%高くなった(第5回報告書概況編 183 頁【表 21】参照)。家事法施行から間もない時期でもあるため、現段階で家事法の影響に関する明確な分析は困難であるが、今後も推移を見ていく必要があろう。

【表26】 調査命令の有無別の既済件数及び事件割合(婚姻関係事件)

調査命令	あり	13,533
	なし	56,421
		80.7%

1. 2. 4 子の監護事件¹⁹

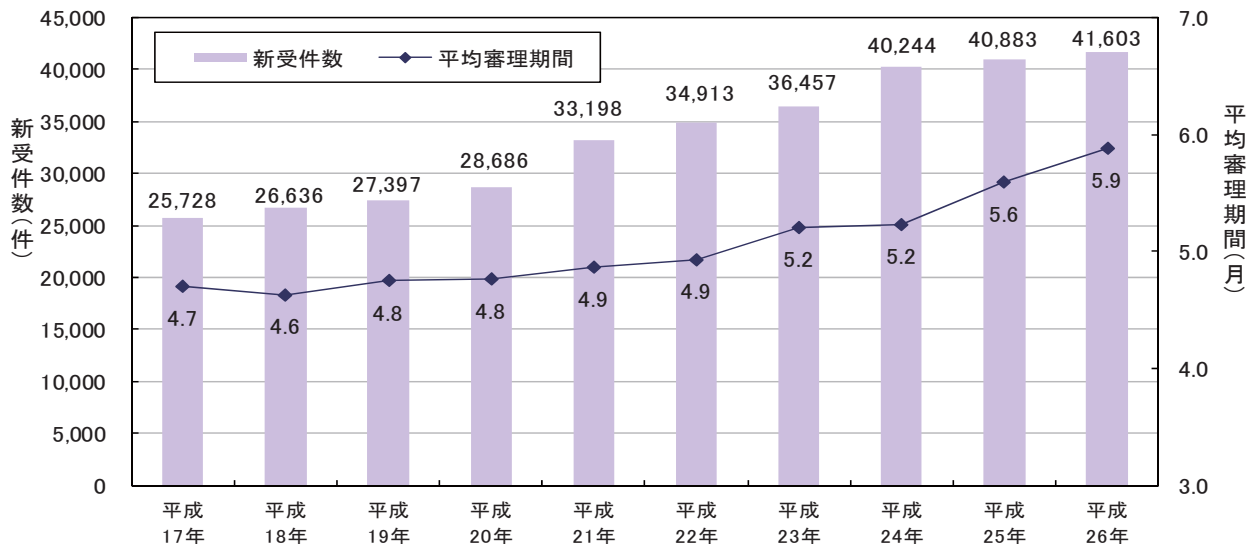
新受件数（審判＋調停）が増加傾向にあり、平均審理期間も長期化傾向にある。長期化傾向の要因として、養育費請求事件等と比べて審理が長期化する傾向がある面会交流、子の監護者指定及び子の引渡しの各事件が最近一貫して増加していることが挙げられる。

新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は1.6%であった。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）については、前回から特段の変化は見られない。

新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移については【図27】のとおりである。

【図27】 新受件数（審判＋調停）及び平均審理期間の推移（子の監護事件）



※ 本図における平均審理期間は、審判、調停の両手続を経た事件（例えば、調停が不成立になり審判移行した事件、あるいは審判申立て後に調停に付された事件）についても、これらを通じて1件と扱って計上した数値である（本項における既済事件のデータは全て同様である。）。これに対し、本図における新受件数は、調停としての係属と審判としての係属を別個に見た数値であり、例えば調停事件が不成立となって審判移行した場合には、審判事件の新受事件が1件増える扱いとなる前提が採られている。

新受件数は、平成17年から一貫して増加しており、平成26年も4万1603件と、平成24年（4万0244件）より若干増加したところである。平均審理期間は、平成22年まで4月台で推移していたものの、平成23年以降は若干長期化し5月台となっており、平成26年についても、平成24年（5.2月）より若干長くなって5.9月であり（【表28】）、緩やかながら長期化傾向が続いている。

【表28】 既済件数及び平均審理期間（子の監護事件）

既済件数	32,868
平均審理期間(月)	5.9

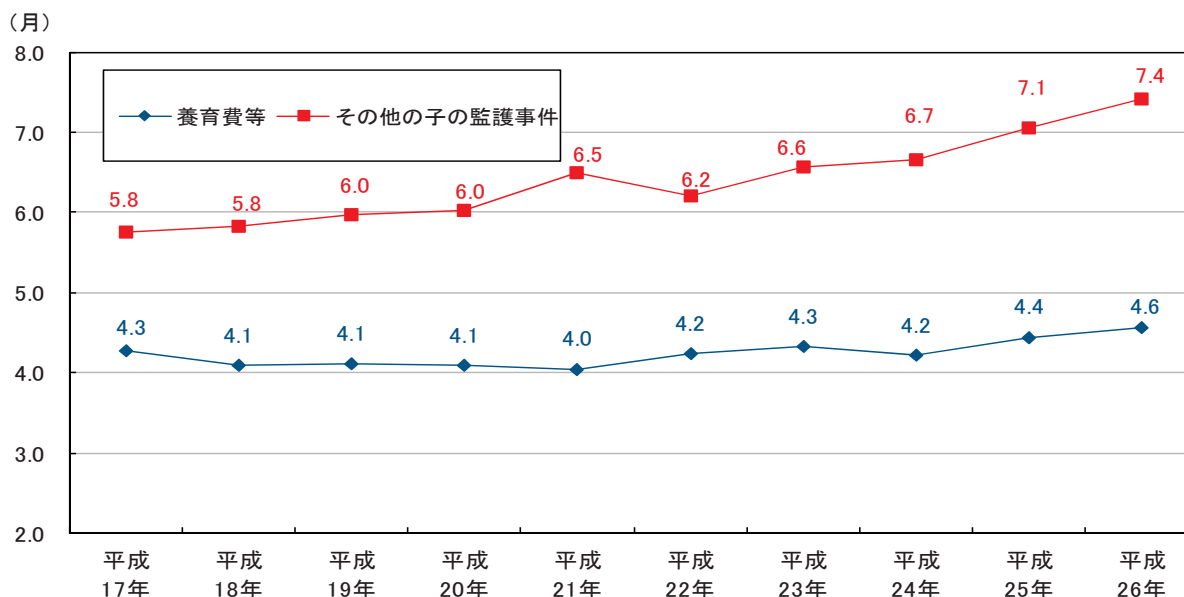
¹⁹ 子の監護事件には、養育費請求事件等（養育費請求事件及び未成年者の扶養料請求事件）のほか、監護者の指定事件、子の引渡し事件、面会交流事件が含まれる。いずれも別表第二事件である。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

上記のような長期化傾向の理由としては、ここ数年間、養育費請求事件等の新受件数がそれほど変わらない一方で、相対的に審理が長期化する傾向がある養育費請求事件等以外の事件（面会交流、子の監護者指定、子の引渡し）の新受件数が大幅に増加していることが挙げられる（養育費請求事件等以外の事件の新受件数（審判＋調停）は、平成17年に8209件であった²⁰ところ、平成26年には2万0297件に達している。

【図29】のとおり、この10年間、養育費請求事件等の平均審理期間は4.0月から4.6月の間で推移しているが、養育費請求事件等以外の事件の平均審理期間は5.8月から7.4月へと長期化傾向を示している。）。

【図29】 子の監護事件に係る類型別の平均審理期間の推移



審理期間別の既済件数及び事件割合については【表30】のとおりであり、審理期間が6月以内の事件の割合は、前回（72.9%）より5.2%減少して67.7%となった一方、1年を超える事件の割合は、前回（6.44%）より2.35%増加して8.79%となった（第5回報告書概況編185頁【表24】参照）。

【表30】 審理期間別の既済件数及び事件割合（子の監護事件）

6月以内	22,253 67.7%
6月超1年以内	7,736 23.5%
1年超2年以内	2,628 8.0%
2年超3年以内	221 0.7%
3年を超える	30 0.09%

²⁰ 司法統計年報による。

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表 31】のとおりである。調停成立で終局した事件の割合は前回と変わらず、15%程度が認容又は却下の審判で終局する傾向も、前回と同様である（第5回報告書概況編 186 頁【表 26】参照）。新たに利用可能となった調停に代わる審判で終局した事件の割合は1.6%であった。

【表31】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(子の監護事件)

調停成立	18,840 57.3%
調停をしない	465 1.4%
調停に代わる審判	530 1.6%
取下げ	7,972 24.3%
当然終了	273 0.8%
認容	3,511 10.7%
却下	1,277 3.9%

平均期日回数（そのほとんどが調停期日である。）及び平均期日間隔については【表 32】のとおりであり、平均期日回数は前回（3.0 回）より若干増加して3.4 回となり（平均調停期日回数の増加による。）、平均期日間隔は前回（1.7 月）より若干増加して1.8 月となった（第5回報告書概況編 186 頁【表 27】参照）。

【表32】 平均期日回数及び平均期日間隔
(子の監護事件)

事件の種類	子の監護事件
平均期日回数	3.4
平均調停期日回数	2.9
平均審判期日回数	0.4
平均期日間隔(月)	1.8

※ 端数処理の関係で、平均調停期日回数と平均審判期日回数の合計は、全体の平均期日回数とは必ずしも一致しない。

調査命令の有無別の既済件数及び事件割合については【表 33】のとおりであり、調査命令のあった事件の割合は、前回（40.5%）より2.3%増加して42.8%となっており、他の家事事件よりもその割合が高いことは前回と同様である（前掲IV. 1. 2. 2【表 17】，前掲IV. 1. 2. 3【表 26】）（第5回報告書概況編 186 頁【表 28】参照）。

【表33】 調査命令の有無別の既済件数
及び事件割合(子の監護事件)

調査命令	あり	14,080 42.8%
	なし	18,788 57.2%

2 家事事件に係る実情調査の概要と検証

平成26年10月から11月にかけて、大規模家庭裁判所本庁2庁、小規模家庭裁判所本庁2庁及び家庭裁判所支部1庁の計5庁の裁判所並びに上記本庁4庁に対応する単位弁護士会に対し、家事事件（主として家事調停事件）の実情や現在の家庭裁判所における取組に係る実情調査を行った。

実情調査の結果及びそれを踏まえての検証検討会での議論等の要点は、次のとおりである。

1 家事事件の動向に関する実情調査等

（1）「事件」に関する実情

面会交流、子の監護者指定、子の引渡しといった子の監護事件が、特に大規模庁では一貫して増加しており、感情的対立の先鋭化が見られるなど、紛争性の高い事件も多い。また、父親が子の親権・監護権や面会交流を強く求めることが増えており、この背景には、男性の子育て参加、祖父母等の子への思いの強さ、インターネットの普及等に伴う当事者の法的意識の高まり等があると考えられる。面会交流事件では、非監護親に同居当時の状態を再現したいとの思いが強い事案、当事者間にDVの問題があるなどして監護親が強く反発する事案、非監護親が養育費を払わないために調整に支障が生じる事案などが目立つようになっている。

このほか、双方に資力がないため婚姻費用分担の調整が困難となる事件や、養育費の減額が申し立てられる事件が増えており、また、遺産分割事件では、均分相続的な価値観と長子承継的な価値観の対立が先鋭化したり、少子化の影響もあって相続の生活保障機能への当事者の期待が強まっていたり、被相続人を介護した者がその貢献を考慮するよう求めたりする事案が特徴的である。

（2）「当事者」に関する実情

自己の主張に固執する当事者が増えている。また、インターネットで法的情報を得ていることもあいまって、当事者の主張や要求が従前より強まっている。しかも、都合のいい情報だけをピックアップして、それに沿った対応を弁護士に求めるケースもある。

手続代理人弁護士の関与については、全体的に増加傾向ではあるが、地方部では、手続代理人弁護士関与率が比較的低い傾向にあり、この要因としては、弁護士ができる限り本人で手続を進めるように助言して正式な受任までしない場合も多いこと等が考えられる。

手続代理人と当事者本人との関係では、地域差もあるが、本人の意向が非常に強くなっており、弁護士の書面の作成の仕方について本人が了承しない場合も見られ、また、信頼のある紹介者を介さずインターネットを通じて受任に至る場合が増え、手続代理人による説得がしきれない場合もある。

手続代理人には、当事者との信頼関係を構築しつつも、事件関係者全体の利益や将来にわたって当事者同士の関係等が継続することも考えながら、なるべく調停での解決を見据えて合意形成のための着地点を見いだすようにし、当事者が主体的に解決を図られるようにしていくといった役割が期待されている。また、手続代理人が付いた場合、資料の提出等についての調停委員会が

らの詳細な説明も不要となり、資料提出自体も早くなるばかりでなく、期日間に手続代理人同士で協議をすることも可能であるため、紛争の早期解決が図られるようになる面がある。その一方で、期日調整が困難になるという面もないではないし、調停手続を通過点としてしか考えず、事件を訴訟に持って行きたがったり、当事者の意向を重視し過ぎて、事件の見通しを示して当事者を説得し主体的な意思決定を促すことができなかつたりする手続代理人もいる。

検証検討会では、手続代理人が関与している事案の方がそうでない事案に比べて平均審理期間が長くなっている点について、①家事事件が複雑困難化し、より粘り強く調停に取り組まなければ解決が難しい事案が多いところ、手続代理人がそうした事案の解決に向けて努力していることの現れではないか、②簡単な事件であれば相談結果を基に当事者において解決が可能であることからすれば、手続代理人が付くのは、難しく審理に時間が掛かる事件に限られてくるのではないかとの意見が出された。

2 運用上の施策に関する実情調査等

(1) 家事調停における裁判官関与の一層の充実

ア 取組の実情等

大規模庁では調停事件の数が多く、小規模庁では裁判官が調停事件以外も並行して処理している状況があるため、裁判官が調停委員と直接話す対面評議を全件について行うことは難しく、期日前に行われる事前評議については、その多くが書面を用いた評議の形で行われている。事前評議においては、どのような場合に中間評議（期日中に行われる評議）を行う必要があるかについて、調停委員会内での認識の統一を図るなどしている。なお、中間評議に続いて裁判官が直接期日に立ち会う場合には、その時間も含めると1件に30分以上掛かることもあるので、その適切な選別が課題となっている。

裁判官と関係職種との連携等に関して、調停委員の重要な役割は、当事者との信頼関係を醸成するとともに、感情対立の状況を裁判官に整理して伝えることであり、また、法的観点を当事者に示してその納得に基づく主体的解決を促すことも求められている。書記官は、調停委員会及び家裁調査官が、必要な情報を共有できるようにするキーステーション的な役割を担っており、中間評議が何件も立て込んでいる場合に、裁判官の方針等を踏まえ、中間評議が求められている具体的な理由を確認し、評議の優先順位を振り分けるなどもしている。家裁調査官は、特に子の意思把握が問題となる局面において、調停委員による事情聴取のポイントや今後どのような場合に家裁調査官の立会の必要が見込まれるかについて意見を伝え、調停委員としても、家裁調査官が中心となって書式を作成した「子の状況チェックシート」をツールとして活用しながら、初期段階から子の意思の把握に努めるなどするようになっている。問題のある事案では家裁調査官が早期に積極的に関与する傾向にある。

イ 成果と課題等

こうした裁判官関与の一層の充実の取組に関し、調停委員としては、裁判官が積極的に関与する度合いが高まり、裁判官と評議をした上で進行するのが当然との雰囲気醸成されてきたと受け止めており、裁判官の方針が伝達されることで事件の進行の円滑化・迅速化にも資するものと評価している。弁護士としても、ポイントごとに評議をしていることを調停委員が当事者に伝え

ることが多くなり、裁判官が当事者の説得を試みることも増えるなど、調停手続が円滑に進行するようになっていることを評価している。審判の見通しが説明されること等で、当事者の納得度・信頼度も増してきていると思われる。

婚姻費用分担、養育費、遺産分割等といった経済事件については、裁判官の一層の関与により進行方針の見極めが早くできるようになったり、審判手続が迅速になったりするといったことも見られるが、全体としては平均審理期間が従前よりやや長くなっている庁が多い。

中間評議の実施までに待ち時間が生じること（いわゆる「評議待ち」）に関しては、待ち時間が生じている理由について当事者に丁寧の説明するよう努められているほか、「評議メモ」（評議を求める理由等を調停委員が書くメモ）や、裁判官・書記官が所在している調停室が一覧できるボードを利用するなどして、中間評議等のための当事者の待ち時間が長くなることをできるだけ防ぐ工夫もされている。

期日の入れ方に関し、大規模庁では、調停室が限られている中で期日間隔が長くなり過ぎないように、午後に2コマの開廷をしている。小規模庁では、調停開廷日が限られているが、他の日にも臨時の期日を入れたりするなどの対応もされている。期日間隔については、書面の準備の都合や当事者の仕事の都合等により、1か月程度の間隔を要する場合も多い。

ウ 検証検討会での議論等

検証検討会では、裁判官関与の一層の充実に向けた取組について、①家事法の施行を契機として評議がより綿密に行われ、調停委員も裁判官に評議を求めやすくなっていることが各地で指摘されていて、一連の取組は評価できるとの意見や、②以前と比べて裁判官と調停委員の役割が明確化された上で、調停に法的観点がかなり入ってきているように感じたとの意見が出された。また、現状において、調停事件の平均審理期間がやや長くなっている点について、裁判官関与が充実したことで、解決に必要な資料を整えるため、提出指示がより詳細になったり、調停の過程での説得により力が入られるようになったりしたことも要因の一つではないかとの意見が出された。

今後は、家事調停事件の特性を十分考慮しつつ、審理期間や調停成立率などの統計データを多角的に見るなどしながら、裁判官関与の効果検証を行っていくことが重要である。また、検証検討会では、裁判官が上記のような関与をすることを前提に、更なる態勢整備の必要が出てきているのではないかと意見も出されたところ、運用上の工夫を講じてもおお裁判官が必要かつ相当な関与をするために態勢整備を要するかについて検討を行っていくべきであろう。

（2）透明性の高い手続の実現

ア 取組状況の概略

手続の透明性を高めるとの理念に基づく家事法の成立を機に、調停事件においても、当事者間のできる限り資料を共有する方向での運用が進められているほか、いわゆる双方立会手続説明（当該期日の開始時ないし終了時に、当事者双方が同席する場で手続等の説明をする運用）など、当事者と裁判所が、手続の進行状況や争点に関する認識を共通化するための工夫が図られてきている。

イ 実情調査の結果

申立書については、写しが相手方に送付されることを前提に、手続代理人の付く事案も含め、定型的な書式が用いられている。事情説明書など、第1回期日前に提出すべき書面が拡充されたところ、これは事案の概要の把握に資している。その他の資料についても、経済事件を中心として相互交付が円滑に行われるようになっている。

双方立会手続説明については、同席に関して当事者の了承が得られていることを前提にした上で、第1回期日開始時においては、調停手続の一般的説明等を行い、各期日終了時においては、これまで合意できた点と対立点、今後に向けて準備すべき事項の確認等を行っている庁が多い。双方立会手続説明の実施により、裁判所の公平性・中立性に対する信頼や調停手続に対する理解・納得が深まっており、また、資料の提出も円滑に進み、これまでより争点も明確化されるようになっている。

この他、裁判所・当事者間で認識を共有化するため、争点や問題状況等の説明に際してホワイトボードが活用されたり、フローチャート（審理全体の流れや現時点での進捗状況等を当事者が意識しやすいようにするためのもの）などが用いられたりもしている。

ウ 検証検討会での議論等

検証検討会では、透明性を確保することの意義は、互いの言い分が相手に伝えられた上で納得できる解決に至るプロセスを実現することにあるとの意見が出された。透明性の確保によってお互いの言い分が正確に伝わるなどすることは、ポイントを絞った手続進行を可能にするという意味で、審理期間の短縮という観点からも意味があると思われる。今後、各庁においては、種々の機会に他庁の取組状況に関する情報をも共有し、各庁の実情や事案の個性に応じて有用と思われるツールを積極的に取り入れ、上記の意義の実現に向けて取組を深化させていくことが期待される。

（3）調停に代わる審判

調停に代わる審判は、①当事者が不出頭を繰り返し裁判所からの出頭勧告にも応じない場合（特に、相続人多数の遺産分割事件の一部の当事者が無関心の場合）、②養育費の金額等の対立の幅が僅少である場合、③当事者の一方又は双方が解決の方向性には納得しているものの、感情的な反発などから「合意」には難色を示す場合に用いられている。多くの庁では、異議申立てがされて審判移行する可能性がそれなりにある事案については、審判移行までに時間のロスを生じさせてしまうことを考え、調停に代わる審判の活用に消極的であるが、調停に代わる審判が示されることで争点が明確になるなどの効果もあるとして、異議申立ての可能性にとらわれず、大幅に利用件数を伸ばしている庁もある。

今後は、各庁の取組状況等について情報共有をしながら、引き続き、審理の適正・充実・迅速の観点からより良い運用を目指していくことが期待される。

（4）電話会議システム等の利用

家事法施行に伴い、調停事件において電話会議システム・テレビ会議システムの利用が可能となった。

電話会議システムは、遠隔地当事者の事例や病気等で当事者の出頭が困難な事例等において広く利用されているが、表情の観察ができず、相互の信頼関係が構築しにくい面もある。こうしたデメリットは、テレビ会議システムには少なく、本人確認等の面でも、テレビ会議システムの方が優れているが、頻繁に利用されるまでには至っていない。その運用上のあい路等については、その原因を正しく見極めた上で適切な対応策を講じていくのが相当である。

2. 1 はじめに

今回の検証では、家事事件の実情や現在の家庭裁判所における取組に関し、これまでの検証をフォローアップする形で実情調査を行うこととし、平成26年10月から11月にかけて、大規模家庭裁判所本庁2庁、小規模家庭裁判所本庁2庁及び家庭裁判所支部1庁の計5庁の裁判所並びに上記本庁4庁に対応する単位弁護士会に対して調査を実施し、裁判官や弁護士等から忌憚のない意見を聴取した。

以下においては、いくつかの大項目ごとに、まず、前提となるこれまでの迅速化検証報告書の記載内容（主として第4回報告書施策編及び第5回報告書社会的要因編）などを要約して紹介する。次に、実情調査において出された意見を項目ごとにまとめるとともに、実情調査に関連して出された検証検討会での意見等を掲載し、必要に応じて若干の分析等を試みている。

2. 2 家事事件の動向に関する実情調査等

第1 「事件」に関する実情

1 これまでの報告書の概要

- * 単身世帯及び核家族的世帯の増加等により、共同体意識が薄れて個人の権利主張が強まり、家族の価値観の多様化やコミュニケーションの減少が進み、家族間に葛藤や紛争が生じ、またその家庭内解決が困難となっている（第5回報告書社会的要因編29頁、30頁）。
- * 離婚をめぐる争いにおいて、父親側が親権や面会交流を強く求めることが多いところ、背景には、少子化の影響で孫が少なくなったことや、若い男性の子育てに対する意識が急激に高まり、家事にも協力するようになっていることがあるように思われる（第5回報告書社会的要因編28頁、145頁）。
- * 核家族化が進行する中ではあるが、親が子世代と同居する直系家族的世帯も少なくなく、核家族的規範（均分相続の発想につながる。）と直系家族的規範（親と同居する子を優遇する発想につながる。）が併存し、遺産紛争等での対立の原因となる（第5回報告書社会的要因編29頁）。

2 実情調査の結果等

実情調査及び検証検討会では、次のような意見が出された。

（1）法律相談の状況等

- * 高齢化を反映してか遺産相続に関する相談が増えているし、子の監護に関する紛争（面会交流等）についての相談や再婚に伴う紛争を予防するための相談も増えている。
- * 同一当事者が繰り返し調停を申し立てようとすることも目立っており、最初の調停において調整が丁寧に行われていればより早く解決が図られたのではないかと感じる事案もある。

（2）事件の質的動向等

ア 子の監護をめぐる事件等

- * 特に大規模庁では、養育費請求事件等を除く子の監護事件（面会交流、子の監護者指定、子の引渡し）が一貫して増加している。そうした事案では、感情的対立の先鋭化も顕著となっており¹、子の状況等に関

¹ ただし、地方部の実情調査では、当事者に地縁・血縁があり、子との面会等ができないから完全に孤独になるというわけでもない

する家裁調査官の調査（面接調査、試行的面会交流、保育園等の調査等）が必要となる場合が多い。

- * 保全処分の申立てがされるものを含め、紛争性の高い事件も多い²。例えば、面会交流中の連れ去りがあった事案のように緊急性の強い事案もある。
- * 離婚事件の中でも、離婚それ自体が争われる場合のみならず、親権や子の監護に関する問題等が主たる争点となり、調停段階で子の調査が行われる場合が増えている。
- * 父親が、養育環境が必ずしも整っているとはいえなかったり、自身が育児に深く関与してこなかったりした例も含めて、子の親権・監護権や、面会交流を強く求めることが増えている。
こうした状況の背景には、①男性の子育て参加に伴う意識の変化、②少子化傾向もあって、当事者のみならず祖父母等の子への思いが強いこと³、③民法等改正（協議離婚の際に面会交流に関する定めをすべき旨などを明示した平成 23 年の法改正）、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）の締結やインターネットの普及により当事者の法的意識が高まったこと、④家庭内のコミュニケーションや人間関係そのものが全体的に希薄化し、非監護親の社会での孤立感が高まっていること、⑤初婚年齢が高まって離婚後に再婚し子をもうける可能性が低くなっていることなどによって、子との関係性のウエイトが高まっていること、⑥監護親側に不貞や子への虐待などの問題がある場合に、非監護親側が、監護親には子を委ねられないとの思いを強く持つようになったことといった事情があると考えられる。
- * 面会交流事件については、①非監護親に、面会交流を利用して同居当時の状態を再現したいとの思いが強い事案、②有責配偶者が面会交流を申し立てたり、当事者間にDVの問題があったりして、監護親が強く反発する事案、③子連れで再婚した監護親が、合理的理由なく面会交流を拒否する事案、④非監護親が養育費を払わないために、調整に支障が生じる事案も目立つようになっている。
- * 面会交流事件について、一旦調停が成立したり審判が出されたりした後で、履行をめぐるトラブルが生じ、再度の調停申立てがされる場合が増えている。これには、離婚調停の中で面会交流に関して取り決める場合に、代替日の設定等について必要な調整がされていないことがあること、調停成立後の子の成長に応じた当事者間での調整が難しいことも関係していると思われる。
- * 特に最近、親としての役割を果たせない当事者が増えるなどして、児童相談所が関与している事件（調停事件のみならず、児童福祉法 28 条審判事件、親権停止審判事件等を含む。）が増えている⁴。中には、発達障害の子に対する適切な養育ができず児童相談所に相談がされたようなケース（ネグレクトに至っている場合もある。）なども散見される。
- * 離婚に伴う子どもの貧困が深刻な問題となっており、子どもは離婚における一番の被害者であるが、現状においては、子どもの利益が必ずしも十分に守られるような仕組みが整備されているとはいえない印象があることから、そうした仕組みが必要になってきているのではないかと⁵。

イ 離婚事件

- * 生活習慣にずれがあるという程度で離婚が求められるなど、必ずしも離婚原因が判然としない事件が増えている。その要因としては、女性の社会進出が進み、児童扶養手当等の経済的な保障が充実してきたこ

め、子の監護事件につき、極端な先鋭化までは見られないとの指摘もされた。

² 子の引渡しを本案とする仮処分が申し立てられた件数は、平成 17 年に 476 件であった（司法統計年報による。）ものが、平成 26 年には 1142 件にまで増加した。

³ 実情調査では、時間も資産もある祖父母がむしろ主体となって弁護士のもとに相談に来る場合があることや、背後にいる親族の意向が強く働いていると、一旦納得した当事者が親族の影響で翻意するなどして、解決が困難になる傾向があることが指摘された。また、地方部では、祖父母の強い思いの背景に、「家」の跡継ぎに対するこだわりや、三世代が同居することの多い地域的事情もあると思われるとの指摘がされた。

⁴ 実情調査では、虐待事例自体が増えているというよりも、虐待に対する社会の意識が高まっているために、児童相談所が関与する場合が増えているのではないかと指摘がされた。

⁵ 実情調査では、例えば関係機関のパンフレットを裁判所にも備え置くなど、裁判所と行政福祉サービスの連携がより模索されることを期待するといった指摘もされた。

ともあって、離婚後の単身生活への抵抗感がなくなってきたこと等が考えられる。

ウ 婚姻費用分担事件

- *婚姻費用分担調停事件が増加傾向にあり⁶、特に、妻側が、離婚と婚姻費用分担を同時に申し立てる場合が多い。
- *婚姻費用分担の調停が不成立となったり、婚姻費用分担の調停が成立し権利者が経済的に安定して離婚意思に揺らぎが生じたりして、離婚に関する協議が円滑に進まなくなる事例もある。
- *双方に資力がないために婚姻費用分担の調整が困難となる事件が増えている印象がある。

エ 養育費請求事件

- *経済状況が厳しかったこともあって人件費が切り下げられたり失業が生じたりしており、「算定表」⁷によって算定された金額に当事者（権利者も含む。）の納得が得られない場合や、後に養育費の減額が申し立てられる場合が増えている。

オ 遺産分割事件

- *最近では、平等に法定相続分を取ることに意識が高まっている一方、長子承継的な考え方も残っており、価値観の対立が先鋭化している。
- *少子化もあって、我が子に頼らずに生活するために親を相続する機会に多くの財産を得たいなど、相続の生活保障機能への期待が強まっている。
- *きょうだい2人で仲介する役割の者がいないことや、当事者本人が詳細な主張を出すことが増えている。
- *同居して被相続人を介護した者が、寄与分等の形で自身の貢献を訴えたり、介護に伴う出費を相続の機会に回収しようとしたりする傾向が強まっている⁸。
- *被相続人死亡後に相続人の一人が財産を費消した点が不当利得に当たるか否かが争われる事例が増えている。
- *遺言制度についての認知度が高まり、公正証書遺言が作成される場合が増えている⁹。

第2 「当事者」に関する実情

1 これまでの報告書の概要

何らかの問題に直面するとまずはインターネットで検索するのが一般的になっていること、インターネット等で法定相続分や遺留分についての情報を得てから法律相談に訪れたり調停を申し立てたりする事例が増えていること、自分に有利な情報だけを集めてくる相談者に対して、客観的な情報を適切に提供し、紛争を裁判所に持ち込む前に主張を選別することは弁護士が果たすべき役割であること等が指摘された（第5回報告書社会的要因編 38頁、39頁）。

2 実情調査の結果

実情調査では、次のような意見が出された。

⁶ 実情調査では、婚姻費用の請求が可能であるとの知識がインターネットで広まったことが、婚姻費用分担事件が増加傾向となっている原因の一つではないかとの指摘がされた。

⁷ 算定表の詳細は、東京・大阪養育費等研究会「簡易迅速な養育費等の算定を目指して一養育費・婚姻費用の算定方式と算定表の提案一」判例タイムズ1111号285頁以下参照（平成15年）

⁸ 制度自体は誰にとっても公平であるはずの均分相続を前提とするため、親の介護を担った子がいるときにかえって不公平感が生じやすくなるのではないかとの意見は、第5回検証における検証検討会でも出されていた（第5回報告書社会的要因編152頁）。

⁹ 第5回検証における検証検討会では、公正証書遺言の作成等によって、仮に紛争になっても証拠に基づく合理的解決が図られるようになるし、仮に遺留分等が問題になっても争点が絞られているために迅速化につながるという指摘がされた（第5回報告書社会的要因編150頁、153頁）。もっとも、他方で、遺言の内容次第でかえって相続人間の紛争を誘発する可能性があるとの指摘もあった（第5回報告書社会的要因編154頁）。

(1) 当事者の特色

- *精神疾患あるいはそれに近い問題を抱えていて、細かいことや一つのことにとこだわり過ぎたりする当事者が増えている。そのため、弁護士としては、コミュニケーションに際して特に配慮をしなければならない場合が多く、通常であれば電話で足りるようなことでも、直接会って話をしたりしている。
- *以前であれば、当事者にはサポートしてくれる親しい人がいる場合も多かったが、そうしたことが減っているため、弁護士と当事者との相談・連絡に際して特別の配慮を要する場面が多くなっている。
- *離婚問題等について、当事者の親が裁判所の家事手続案内の窓口に来るなど、本人の当事者意識が必ずしも十分でないことがうかがわれる場合がある。
- *自己の主張に固執する当事者が増えている。これには、家族の在り方が多様化して規範意識の共有がしにくくなったことや、パソコンやスマートフォンの普及もあって家族内での直接的なコミュニケーションが希薄化していることも関係しているのではないと思われる。
- *事前に当事者間の話し合いがされないままに調停申立てがされる例なども目立ってきている。
- *インターネットで法的情報を得ていることもあいまって、当事者の要望が具体化され、当事者の主張や要求が従前より強まっている。
- *婚姻費用の算定や慰謝料に関する判断傾向について事前に情報を収集するなどしてある程度の感覚をあらかじめ持っていたり¹⁰、非監護親が親権を得ることが難しいということを知って見通しを持っていたりする者が増えている。このことは、紛争解決に資する面がある。
- *当事者は、裁判所の判断の傾向等について、(外国の制度等も含めて)都合のいい情報だけをピックアップしたりして、それに沿った対応を弁護士に求めるケースもある。このような場合、弁護士が当事者の納得を得るのは容易でなく、そのために期日が重ねられ、迅速に手続が進まないこともある。
- *調停委員による事情聴取の時間について自分より相手の方が長かったなどとして不満を述べる当事者が増えており、当事者の公平性に対する感覚がより敏感になっている。
- *個人情報に対する意識が高まっており、住所や就職先の秘匿を求める当事者が増えている。

(2) 弁護士の関与状況

- *都市部と比べ、地方部では手続代理人弁護士関与率が低い傾向があるものの、全体的には関与率は増加傾向である。法テラスの設置により、弁護士費用の立替が可能となり、収入が少ない者が弁護士にアクセスしやすくなったことも要因であると思われる。
- *地方部等で手続代理人弁護士関与率が比較的低い要因としては、①特に高齢の当事者の場合、裁判沙汰を避けたいことから弁護士は付けないという心理がなお働いていること(この裏返しとして、相手に弁護士が付くこと自体で感情的対立が激化することもある¹¹)や、②弁護士が、事件終局後に本人が事案と向き合いやすくなることを考慮して、できる限り本人で手続を進めるように助言し、DV事件や複雑な法的争点のある事件等、弁護士関与の必要性が高いケースを除き、正式な受任までしない場合も多い¹²ことが考えられる。
- *地方部であっても、特に若手弁護士は、より多くの事件を受任したいと考えているので、当事者からの要望があれば、調停段階から積極的に受任する傾向もあるのではないかと。

¹⁰ 実情調査では、裁判所の家事手続案内でも、自身が調査した結果を基に算定した養育費等の金額の妥当性を尋ねるような当事者が増えてきている旨が指摘された。

¹¹ 実情調査では、弁護士としては、この点も考慮し、例えば解決の一手手前まで来た段階での受任は控える場合もある旨が指摘された。

¹² 実情調査では、専業主婦で資力がないという者の場合など、正式受任はしていないが、調停で用いる書面の作成には協力するという場合があるとの指摘がされた。

- * 支部においては、管内の弁護士数が相当増えたことや弁護士過疎解消のための公設事務所（ひまわり基金法律事務所）ができたことで、地元の弁護士へのアクセスがしやすくなり、係争額の小さい案件にも弁護士が付くことが増えた。
- * 相手に弁護士が付いていて不安になった、調停委員から指摘されたことに自分自身では対応できない¹³、といった理由から、調停の途中で弁護士への相談・委任を考える当事者もいる。
- * インターネットの普及によって情報アクセスが向上したこともあって、ある弁護士に委任するのみならず、セカンドオピニオン、サードオピニオンを他の弁護士に求める者が多い。

（3）手続代理人と本人の関係

- * 地方部では、一般的には、手続代理人と本人との間の信頼関係は良好である。
- * 円滑なコミュニケーションを取ることが難しい依頼者は従前からおり、その点で最近顕著な変化があったということはない。
- * 弁護士による説得が奏功しやすいかどうかについては、地域差もあるが、本人の意向が非常に強くなっており、例えば、本人の心情を陳述書等に記載する一方で、法的に整理した主張を別途準備書面にまとめるといったことについても、本人が了承しない場合が見られる。
- * 最近では、信頼のある紹介者を介さず、インターネットの無料相談やインターネットでの情報（広告）等を契機に受任に至る場合が増えており¹⁴、そうした事案では、根底に信頼関係がないためか詰めの説得がしきれない場合もある。
- * 手続代理人として受任するに際しては、必ずしも当事者が満足できる解決に至るとは限らない旨説明するようしてきたところ、これまでであれば、結果として話し合いがまとまらなくても納得が得られていたことが多かった。しかし、最近では、弁護士に頼めば有利に解決してもらえるとの思いが強いのか、結果として話し合いがまとまらない場合に不満を漏らす当事者も出てくるようになった。

（4）手続代理人受任のタイミング

- * 遺産分割事件や、財産分与や有責配偶者に該当するか否かが問題となる離婚事件等では、法的見解に基づいて主張等を整理すべき必要性が高く、なるべく早期（できれば当初から）の受任が望ましい。
- * 子の監護事件の場合には、特に当事者との信頼関係が重要となるため、当初からの受任が望ましい。
- * 進行を円滑化する意味では、手続の最初から手続代理人が受任することが望ましいが、現実問題としては、弁護士への委任は、当事者の経済的負担となる側面もあって悩ましい。
- * 家事事件の場合、解決後も当事者同士の人間関係が継続していくという側面もある。そこで、弁護士としては、感情調整に主眼のあるような離婚事件については、できる限り本人で進めていくことが適切であるが、本人が裁判所で話をする事自体をためらうような場合には、本人の希望に応じて受任した上で、自分の言いたいことが伝えられたという感覚を本人に持ってもらうようにすることが重要である。

（5）手続代理人に期待される役割

- * 当事者の心情に寄り添い、信頼関係を構築しつつも、事件関係者全体の利益や将来にわたって当事者同士の関係等が継続することも考えながら¹⁵、なるべく調停での解決を見据えて合意形成のための着地点を見

¹³ 実情調査では、中には、裁判所に出頭しただけで過度に緊張してしまい、調停委員に何を言われたかも覚えていないような状態で弁護士のもとに相談に来る者や、話を整理することができないために、調停委員から弁護士に相談するよう示唆があったとうかがわれる者がいることが指摘された。

¹⁴ ただし、実情調査では、無料相談サービスの場合、必ずしも訴訟事件等の受任にまではつながらない場合も多いとの指摘がされた。

¹⁵ 実情調査では、子をめぐる事件では、事件関係者である子の利益への配慮が欠かせないが、若手弁護士などに、子の利益への配慮が十分でない例が見られるとの指摘がされた。ただし、強く説得をし過ぎると当事者との関係そのものが悪化してしまうことにな

い出すようにし、法的観点から適切な調停案が提示された場合には当事者に説明及び説得をし、当事者が、今後の人生にもプラスになるような解決を主体的に図られるようにしていくことが求められる¹⁶。

- *当事者が述べた意向に過度に配慮したり、当事者間の対立をあおったりするようなことをすれば、かえって手続が長期化することもあり得る。その意味では、調停委員との協働の視点も重要であり、調停委員と進行を協議するようなことにも適切に協力することが期待される。
- *手続代理人としては、当事者にまず言いたいことを言ってもらえるようにする姿勢が重要であり、説得の場面においても、タイミングを見計らいながら当事者自身がどうすべきかに気付くようにしていくことが重要である。
- *当事者が自身の言い分を的確に表現できない場合の「代弁者」としての役割も重要である。
- *経済事件等では、当事者が関連性のない主張にこだわっているような場合や当事者が法的枠組みを十分に理解できない場合に、手続代理人が、当事者の言い分を整理して提出し、相手の主張状況も踏まえながら見通しを付けていくことが求められる。
- *面会交流等の事件では、手続代理人が期日間の面会交流の受渡場面等に立ち会うなどしてサポートをし、面会交流を実現させることによって、当事者が面会交流の具体的内容（時間、態様等）についての検討の意欲を高めるといったこともあり得る。また、手続代理人には、調停成立後における具体的な実施に向けた調整等の役割も求められる。
- *DV事件等については、当事者の盾となる役割が求められる。

(6) 手続代理人の活動の現状—迅速化への影響を中心として

- *手続代理人が付くことで、資料の提出等についての調停委員会からの詳細な説明も不要となり、資料提出自体も早くなるなど、紛争の早期解決が図られるようになる。特に、遺産分割事件や財産分与が問題となる離婚事件では、手続代理人が付くことの効果は大きい。
- *双方に手続代理人が付いている場合には、期日間に手続代理人同士で協議をすることが可能であり¹⁷、双方が事案の見通しについての認識を共有できると早期に解決を図ることができる。
- *特に遺産分割事件で多数当事者の一人一人に手続代理人が付くような場合、期日調整が通常よりも困難となり得るから、期日間隔の点でデメリットが生じる要素もないわけではない。
- *手続代理人が付くのは、おおむね、当事者間の対立が比較的先鋭な事件であるから、手続代理人の付いている事件の平均審理期間とそうでない事件の平均審理期間を単純に比較するのは相当でない。また、手続代理人が付くことによる影響は、個々の事案によって異なる。
- *以下のように、手続代理人が付いても調停が円滑に進行しない場合もある。
 - ・庁の規模を問わず、調停手続を通過点としてしか考えず事件を訴訟に持って行きたがっていて、無理な主張をふりかざしてくる者が、特に若手弁護士に目立つ¹⁸。
 - ・当事者との信頼関係の不足や、手続代理人側の知識・経験の不足など¹⁹のために、手続代理人が、当事

りかねないため、細心の注意を要する面があるとの指摘もされた。

¹⁶ 実情調査では、手続代理人が付くことで、当事者が完全に手続代理人任せになってしまい、主体的解決への意欲を失ってしまうことも懸念されるとの指摘が調停委員からされた。

¹⁷ 実情調査では、管内弁護士数の少ない地方部では、弁護士同士がお互いの個性を分かっているため、手続代理人間の調整がしやすいとの指摘がされた。

¹⁸ ただし、実情調査では、支部においては、細かな案件を多く抱える弁護士が多いという事情もあつてか、若手弁護士も、基本的に調停での解決が望ましいとの考えで行動しているとの指摘がされた。

¹⁹ 実情調査では、人生経験が必ずしも豊富とはいえない若手弁護士の場合は、人生経験を基にした説得などが難しい面があるのではないかと指摘がされた。

なお、知識不足の点については、ある庁では、いわゆる即独弁護士が余りおらず、若手弁護士であっても先輩弁護士からの指導を受けられているため、大きな問題は感じられていないとの指摘がされた。

者が述べた意向を重視し過ぎて、事件の見通しを示して当事者を説得し主体的な意思決定を促すことができない場合がある²⁰。

- ・ベテラン弁護士の中には、当事者との打合せ時間もとらない者や、調停期日の場で当事者の発言を押しさえ付けて弁護士自身の主張を展開する者もある。また、全体の流れを見ずに付随的な法的主張を詳細に展開する者もある。
- ・感情調整を必要とする調停手続であるにもかかわらず、当事者本人を同行しない手続代理人が散見されるようになっている。
- ・手続代理人が、裏付け資料もないような主張に過度に拘泥すると、他の当事者も態度を硬化させてしまう。

(7) 弁護士のスキル向上

- *弁護士会としては、新人や若手の弁護士を中心に家事事件に関する研修を行ったり、ベテラン弁護士との共同受任を通じてOJTを行ったりしているが、研修に出て来ない者などいるために不徹底なところもある。
- *従前のように、若手弁護士が勤務弁護士として活動をスタートするとは限らなくなったために、若手弁護士が気軽に相談できる機会が少なくなっている²¹。
- *指導を受ける機会が乏しいなどのために、家事事件の一般的な手続の規律に関する知識や弁護士としての動き方などの点で十分でない若手弁護士が目立つ印象を受ける。
- *弁護士会内部において、弁護士が家事事件への専門性を備えていることを認定する制度などを提唱する動きもある一方で、経験を経て修得していくスキル等が大きい中で、研修を受けたというだけで専門家と認定するのは安直ではないか、そもそも誰が専門性を認定することになるのか、過度に専門化が進むと「合理化」の名目の下にマニュアル的な処理が進むことも懸念されないかといった意見もあり、大方の賛同を得るには至っていない。

3 検証検討会での議論等

実情調査では、法的情報を入手することの容易化等を背景とする当事者の傾向の変化や、手続代理人と本人との信頼関係の構築の困難化といった事情のある中ではあるが、基本的には、手続代理人が付くことは審理の促進につながり、迅速化の観点からも効用があるという趣旨の指摘が大勢を占めた。

他方で、統計データによれば、前掲IV. 1. 2. 2及びIV. 1. 2. 3のとおり、遺産分割事件、婚姻関係事件のいずれにおいても、手続代理人が関与している事案の方がそうでない事案に比べて平均審理期間が長くなっている。この点につき、検証検討会では、①手続代理人が付く事件の審理期間が長いのは、家事事件が複雑困難化し、特に子をめぐる事件には、より粘り強く調停に取り組まなければ解決が難しい事案が多いところ、手続代理人がそうした事案の解決に向けて努力していることの現れではないかとの意見や、②インターネットで簡単に知識が得られるようになったこと、弁護士の無料相談等も充実していて、簡単な事件であれば相談結果を基に当事者本人において解決が可能であることからすれば、手続代理人が付くのは、難しく審理に時間が掛かる事件に限られてくるのではないかとの意見が出された²²。

²⁰ もっとも、実情調査では、この点は、実務で経験を積めば是正できるのではないかと、若手弁護士としては先輩弁護士への相談ができる状況があれば、当事者と一体化し過ぎてしまうことを回避できるのだから、そのような人脈構築がむしろ重要ではないかとの意見も出された。

²¹ ただし、実情調査では、管内弁護士数の少ない地方部では、若手弁護士が先輩弁護士に相談する機会は十分に確保されているとの認識が示された。

²² 前述のとおり、②の点については、特に地方部の実情調査で同様の指摘がされていたところである。

2. 3 運用上の施策に関する実情調査等

第1 家事調停における裁判官関与の一層の充実

1 これまでの報告書の概要

裁判官が多数の事件あるいは調停事件以外の種類の事件を抱えており、期日立会のための時間や調停委員との評議時間を十分に取ることができない状況にあるという点²³や、特に遺産分割事件について、裁判所側が期日準備のために期日間隔を空けようとしがちである点が問題として指摘された（第4回報告書施策編64頁）。前者に関しては、裁判官が当事者の声を聴く機会がないことによって、杓子定規な判断が行われる懸念があるとの意見も出された（第4回報告書施策編64頁）。また、裁判官が落ち着いて事件処理に当たる時間が少ないために、長期未済事件が生じがちになり、それによって期日が入りにくくなって期日間隔も長くなる旨も実情調査において指摘された（第4回報告書施策編71頁）。

こうした状況を踏まえて、調停及び審判をより一層充実させるため、裁判官と調停委員との評議や裁判官による調停期日への立会をより一層充実させるなど、裁判官がこれまで以上に積極的に調停に関与することにつき、そのための人的態勢の整備を含めて検討を進めるべきものとされた（第4回報告書施策編65頁）。

2 実情調査の結果

実情調査では、次のような意見等が出された。

(1) 評議の実情等

ア 評議の方法

*実際に行われている評議は、そのタイミングによって、期日が開かれる前に実施される「事前評議」、期日が開かれている途中で調停委員の求め等に応じて実施される「中間評議²⁴」、期日が終了した後に実施される「事後評議」の3つに分かれる。

また、評議の方法としては、裁判官が調停委員と直接話す形で行われる「対面評議」と、裁判官が調停委員が期日経過を報告するために作成する「経過メモ」等に、法的な考え方、進行方針、聴取を要する事項等をコメントするなどの方法で行われる「書面評議」がある²⁵。

*大規模庁では調停事件の数が多く（多い庁では、裁判官1人1コマ（1つの時間帯）当たり10件以上）、小規模庁では裁判官が調停事件以外²⁶も並行して処理している状況があり、全件について対面評議を行うのは難しい。

*どの庁においても、事前評議については、多くは書面評議の形で行われ、対面評議は複雑な事件等に限りで行われているのに対し、当事者の言い分を一通り聴いた後のタイミングなどに入る中間評議は対面の形で行われる。

イ 対面評議の内容等

*対面評議が実施されるのは、進行の方針（例えば、調停不成立で終局させるのか、今後どのような準備を

²³ 第5回検証における実情調査では、同じ時間帯に何件もの評議が入るために、当事者を待たせざるを得ないことがある旨も指摘された（第5回報告書社会的要因編146頁）。

²⁴ 期日中に行われる評議については、進行評議、期日中評議といった名称で整理されている場合もあるが、本報告書では、記載の統一性の観点から、中間評議という名称を用いるものとする。

²⁵ 実情調査では、書面評議を円滑に行う前提として、調停委員が経過メモに必要十分な情報を記載することが重要であるため、従前の経過メモの書式を改訂するとともに、工夫された記載例を他の調停委員との間でも共有するなどしたとの指摘がされた庁もあった。

²⁶ 具体的には、人事訴訟、少年審判事件、別表第一事件を含む家事審判事件全般等である。支部では、家事事件を担当する裁判官が地・簡裁の事務に加え、本庁や管内の家裁出張所の事務も担当している。

指示すべきか)を検討する必要がある場合、家裁調査官の関与の要否について検討する必要がある場合、法的判断の見通しや説得の方法を確認する必要がある場合などである。

- * 初回期日の事前評議では、予想される対立点、当事者にDV等の問題や精神疾患等の存在がうかがわれる場合の対応、先行する関連事件があって一定の見通しが立っている場合の対応などを検討している。
- * 事前評議においては、どのような場合に中間評議を行う必要があるかについて、調停委員会内での認識の統一を図る。
- * 中間評議があらかじめ予想される場合、裁判官において、論点についての裁判官の考え方を経過メモに書いておくようにし、それによって中間評議の円滑化・効率化が図られている庁もある。
- * 庁によっては、必要な評議が漏れなく行われるようにとの考慮から、対面評議を実施すべき場合を典型的に決めている場合もある。例えば、①遺産分割事件につき第1回期日前、第3回期日終了後（遺産範囲が未確定の場合）には評議を行う、②遺産分割事件につき第1回期日後に事後評議を行って方針を確認する、③何期日か続けて評議がなければ裁判官の方で主導して評議を行うなどといった例がある。

ウ 評議時間等

対面評議の所要時間に関しては、各庁ないし裁判官によって、5分、15分などといった目安を設けているが、評議に続いて裁判官が直接期日に立ち会う場合には、その時間も含めると1件に30分以上掛かることもあり、直接期日に立ち会うべき事件を適切に選別することが課題である。

(2) 裁判官と関係職種との連携等

ア 調停委員

- * 当事者の感情を受け止めて当事者との信頼関係を醸成するとともに、感情対立の状況を裁判官に整理して伝えることは、調停委員の重要な役割である。
- * 調停委員としても、タイミングや伝え方を考えつつ、法的観点を示して当事者の納得に基づく主体的解決を促進していく必要がある。
- * 調停委員としては、裁判官との評議に資するよう、主張の整理をしたり必要な資料の提出を指示したりし、経過メモ等に必要十分な記載をしている。
- * 裁判官としては、調停委員より距離を置いて事件を見て、先の見通しを立てることはあるが、期日を更に続行するかといった進行方針の問題については、直接当事者と接している調停委員の感覚を尊重するようにしている。

イ 書記官

- * 書記官は、調停委員会及び家裁調査官が、必要な情報を共有できるようにするキーステーション的な役割を担っている。
- * 1コマ当たりの調停事件数が多い庁においては、中間評議が何件も立て込んでいる場合には、書記官が、事前に事案の内容や裁判官の方針を確認していることを前提に、中間評議が求められている具体的な理由を確認し、評議の優先順位を振り分けている。
- * 書記官において裁判官の指示を確認してそれを調停委員に伝達することで、中間評議の必要がなくなることもある。

ウ 家裁調査官

- * 子に関する調査命令が出される事案が増えており、問題のある事案では家裁調査官が早期に積極的に関与する傾向が顕著となっている。
- * 家裁調査官も、調停委員の経過メモを踏まえて裁判官が付記するコメント等を通じ、裁判官ないし調停委

員会の方針を共有している。また、家裁調査官の方で答弁書²⁷を見たり、書記官から相談を受けたりして期日立会の必要を感じる場合には、速やかに裁判官に意見を述べるなどしている。

- * 庁によっては、裁判官が家裁調査官を期日に立ち合わせるに当たって、立会の必要性を手続選別票の理由欄等に具体的に記載することとなっており、これによって、家裁調査官の立会がなぜ必要かにつき調停委員等とも認識が共有される。
- * 弁護士としては、家事法施行後、子をめぐる対立がある事案ではおおむね家裁調査官が期日に立ち会うようになったことを評価している。ただ、家裁調査官の人的態勢がより充実し、更に期日立会の範囲が広がって、心理的調整をも含め、1件1件の調査に時間を掛けられるようになればより望ましいのではないかと。
- * 家裁調査官が非常駐の庁などにおいて、裁判官と家裁調査官の連携が十分に取れないせいか、本来必要と思われる調査命令がなかなか発令されないことや、家裁調査官関与の目的が具体的に説明されないことがある。

エ 調停委員会による子の意思把握の局面における関係職種間の連携

- * 家裁調査官は、調停委員会による子の意思の把握及び考慮を側面から援助するため、申立ての内容を検討する段階で、裁判官に対して期日立会の要否等について意見を述べるとともに、家裁調査官が子の問題について問題意識を持っている点、調停委員による事情聴取のポイントや今後どのような場合に家裁調査官の立会の必要が見込まれるかについて、チェックを付けたりコメントを付記したりしており、これは調停委員の進行に際して参考とされている。
- * 調停委員は、家裁調査官が中心となって書式を作成した「子の状況チェックシート²⁸」をツールとして活用しながら、初期段階から子の意思の把握に努めている。庁によっては、家裁調査官を中心に、未成年の子がいる事案について、調停委員がどのような質問をして子の意思把握に努めるべきか等に関する手引を作り、それをツールとして適切に事情聴取がされるようにしている。
- * 庁によっては、家裁調査官が、期日に立ち会わない事件についても、期日終了後に子の状況チェックシートを確認し、その内容に応じた意見を記載するといった仕組みを整え、家裁調査官関与が必要な事案が見落とされないようにしている。

(3) 裁判官関与の一層の充実の成果と課題等

ア 調停委員の受け止め

- * 裁判官が積極的に関与する度合いがここ何年かで高まっている。具体的には、事前評議の機会が増え、また、裁判官が期日に立ち会ったりする機会が増えているし、経過メモに対して具体的な助言等が書き込まれてくる場合も増えた。
- * 従前は、調停委員の間に、裁判官に遠慮して評議を躊躇する向きもあったが、段々と評議をした上で進行するのが当然だという雰囲気醸成され、調停委員から、進行を考える視点やどちらに妥協を求めべきかなどが分からなくなったとき、法的観点からの見通しが必要などときなど、より積極的に評議を求められることができるようになってきた。
- * 調停委員としては、評議で裁判官の方針を伝達してもらうことが進行の円滑化・迅速化に有益だと感じている。方針が伝達されることで、調停委員同士での認識のずれも少なくなるし、法的争点について整理した上で、自信を持って、調停委員がこれまで果たしてきた感情調整にも集中して調停を進行できるよ

²⁷ 申立書に対応して相手方が提出する書類である。民事訴訟におけるのと異なり、「答弁書」は法規上存在が予定されているものではない。なお、庁によって「回答書」などの名称を用いている場合もあるが、本報告書においては、「答弁書」との名称で統一した記載をするものとする。

²⁸ 庁によって名称が異なるが、以下、本報告書においては、同趣旨の書面は「子の状況チェックシート」と称するものとする。

うになった。

*家事法施行以前は、裁判官が法的観点をより重視して関与することにつき、調停委員としては戸惑いがあり、従前の調停の良さが失われるのではないかという懸念もあったが、今では、調停委員と裁判官がそれぞれに期待される役割を果たしていくというのが取組の趣旨であることについてかなり理解が進んだ。

イ 当事者の納得度等

(ア) 裁判官等からの意見

*家事法を契機として取組が開始されてから、調停成立で終局した事件の割合が増加していることからもうかがえるように、当事者の納得度・信頼度は増していると思われる。審判の見通しが説明されること等で、審判に至った場合の納得感も増したと思われるし、合意に至らない理由も分からないまま調停不成立で終局する事案も減ったのではないと思われる。

*裁判官関与が充実したことで、当事者が法的枠組みを一層意識するようになり、当事者が感情論のみに終始することが少なくなって、進行が円滑化している。

*調停委員から見て、当事者は、法的観点を踏まえ、それを前提としてどのように紛争を解決するかを主体的に考えられるようになってきていると思われる。

*調停不成立となる事件の多くでは、当事者が裁判所の調停案に一定の理解を示しつつも感情面から合意に難色を示すのが実情であるため、今後の方策としては、感情調整に配慮しつつも法的解決の方向性を打ち出すタイミングを図る必要がある。そのためには、評議の中で調停委員からの意見をうまく引き出すことのほか、当事者との信頼関係を醸成していくプロセスが重要である。当事者の納得をより得ていくためには、事案によっては裁判官も当事者に直接接するなどして上記のプロセスに深く関わっていくことが有益であるが、現状では、そうした時間の確保が難しい面もある。

(イ) 弁護士からの意見

*裁判官の関与は本庁を中心に進んでいて、調停委員が、ポイントごとに評議をしている旨を当事者に述べるようになっており、評議が活発にされているとうかがわれるほか、裁判官が最終段階の説得を試みることも増えていて、調停手続が円滑に進むようになってきていると思われる。

*今後は、評議の状況（どういう点で評議するか、裁判官がどういう状態で待ち時間がどれくらい生じそうかなど）が当事者により具体的に説明されることが望ましい²⁹。

*裁判官が調停期日に立ち会うことが増えていて、行き詰まったときに雰囲気を変えるのに有効であるし、裁判官から審判等も見通して法的に整理された説明がされると、重みがあるし説得力も高まる。他方、評議を通じての裁判官関与の効果は、裁判官の期日立会がされる場合と比べると見えにくい面もある。

*当事者の言い分を聴く過程を飛ばし、第1回期日から裁判官が出てきて説得するようなことは逆効果であり（当事者は、結論の見通しが既に立っている場合もあるが、自分の言いたいことを言った上で納得していく過程こそが重要である。）、裁判官関与のタイミングが重要である。

*一部の支部では、依然として、裁判官が一つ一つの事件を詳細に把握することができておらず、調停委員が法的な帰結が分からず難渋した場合などに相談を受けて関与する程度にとどまっているように思われる。

ウ 審理期間等

*特に婚姻費用分担、養育費、遺産分割等の経済事件については、裁判官が関与することで進行方針の見極めが早くできるようになっており、また、調停の充実が（調停不成立となった場合における）審判手続の迅速化にも結び付いている。

*期日の空転が生じたり、調停の終盤になってから論点の整理がやり直されるというような事態が生じたり

²⁹ 実情調査では、弁護士から、従前に比べれば、どのような評議を行おうとしているかに関する説明をする調停委員が増えたとの印象も述べられた。

することは少なくなった。

- * 全事件類型を通じての平均審理期間という点では、従前よりもやや長くなっている庁が多い。
- * 調停を早く不成立で終局させて、審判や訴訟の段階で長期間を要するよりも、充実した調停によって時間を掛けても成立に至れば、結果的に迅速化に資するものと考えられる。
- * 調停充実の取組によって、人事訴訟事件の平均審理期間短縮の効果があつたのではないかと思われる庁もある。他方、訴訟では、調停段階では差し控えていた主張が仕切り直しで出されることになるため、調停充実が人事訴訟の審理に直接影響することは余りないとの意見もある。
- * 弁護士としては、調停を充実させることで審判手続などその後の手続が迅速化するという関係は一般的には成り立つと思うが、DV事件などでおよそ話し合いの余地がない事案は、第1回期日で調停不成立とするような運用も検討する必要があると考えている。

エ いわゆる「評議待ち」について

- * 中間評議の実施までに長い待ち時間が生じるような場合、調停委員から裁判官が他の事件の評議をしているなどのために待ち時間が生じている旨を丁寧に説明するようにして、当事者の理解が得られるように努めているのが通常であるし、手続代理人からもその旨を当事者に説明して、一応の理解は得られている。
- * 庁によって、中間評議や裁判官の期日立会のために生じる当事者の待ち時間が長くなることをできるだけ防ぐため、次のような工夫がされている。
 - ・ 調停委員に評議に対する目的意識を持ってもらい、中間評議をポイントに絞って効率良く済ませるため、「評議メモ」（評議を求める理由等を書くメモ）を活用している。評議メモは、書記官が中間評議の優先順位を判断したりするのにも役立っている。
 - ・ どの調停室にどの裁判官、書記官が所在しているかが一覧できるボードを用意し、裁判官等への連絡のための時間のロスを防ぐなどしている。
 - ・ 中間評議の求めがある都度、書記官が、裁判官室のボードに、求められた時刻、評議の内容等を記載した「評議待ちカード」を貼ることで、裁判官及び（裁判官室において別件の評議をしている）調停委員のいずれもが、評議時間を短縮する必要性を認識できるようにしている。
 - ・ 特に小規模庁では、裁判官が期日に立ち会うことが確実な事件が1つのコマに集中しないように工夫をしたり、調停事件と並行して他の種類の事件の期日も入れざるを得ない場合であっても、中間評議の呼出しが少ない時間帯に比較的短時間で終わる期日を入れる程度にとどめるのを原則としたりしている。
- * 弁護士から見て、取組の充実によって評議待ちの時間が長くなっている印象はないとの評価もある一方、なお30分以上の待ち時間が生じている現状については、人的態勢の整備によることも含めて状況の解消を期待するとの意見もある。

オ 期日の入れ方等

(ア) 大規模庁の実情

- * 大規模庁においては、新受件数が増加傾向にある中、調停室に限られている状況でも期日間隔が長くなり過ぎないように、従前、午前1コマ、午後1コマで開廷してきたのを改め、午後2コマ開廷している³⁰。こうした取組によって、期日間隔は従前より短縮され、事件の進行状況によっては1か月より短い間隔で期日を入れる場合もあるが、確実に月1回のペースで期日を入れられるまでの状況ではない。
- * 午後の1コマ目が長引く事態を防ぐため、終了予定時刻を当事者にあらかじめ伝えた上で、原則として申立人、相手方各30分で事情聴取を区切るように努めるなどしている。調停に掛けられる時間を明確化す

³⁰ ただし、実情調査では、1コマ目の期日の一部が長引くことも見込んで2コマ目は少なめの件数を指定することとどめているとの指摘がされた。

ることは、当事者への意識付けにもなっている。もとより、予定よりも延長せざるを得ない場合には、柔軟に対応している。

- * 1か月以内に期日指定ができないことについて、調停室の空き状況がネックになることもあるが、多くは、当事者、手続代理人や調停委員の都合を全て合わせるのが難しいことが原因となっている。
- * 弁護士としては、管内支部も含めて、次の期日が1か月半あるいは2か月程度先になることも依然あるため、この点の改善を期待している。

(イ) 小規模庁の実情

- * 庁によっては、空いている簡易裁判所用の調停室を借りたりせざるを得ない場合もあるが、おおむね月1回程度の間隔で期日が入れている。一定期間内に集中して処理しなければならない課題がある場合には、より短い期日間隔で期日を重ねることもある。
- * 調停開廷日が限られているなどのため、当事者や手続代理人等の都合が合わず期日間隔が長くなりかねない要素がある。裁判所としては、可能な限り、他の裁判官の調停開廷日などに臨時に期日を入れたり、当該裁判官の開廷する曜日の都合が付かない当事者の事件については配てん替えをしたりといった形で柔軟な対応を意識している。

(ウ) 期日間隔

(裁判官等からの意見)

- * 期日間準備や心の整理を考えると、一般的には、1か月程度の期日間隔は必要な場合が多いと考えられる。また、当事者の仕事のシフトの関係で1か月以上先にしか期日が入らない場合もある。

(弁護士からの意見)

- * 当事者本人は、月1回でも長いという感覚を持っている場合もある。ただ、特に遺産分割事件や財産分与が問題となる離婚事件などで、調査をして書面等を作成しなければならない場合には、本人との打合せを期日とは別に設ける必要もある³¹から、1か月より短い間隔は難しいとの意見が多い。
- * 期日間の準備の都合だけでいえば、3週間くらいの間隔にすることは可能ではないかとの意見もあるが、なお当事者の仕事の都合からそうした間隔での期日指定は難しい場合もある。
- * 口頭でのやり取りのみで書面の準備が不要であれば、例えば当事者のクールダウンのために一律に1か月待つまでの必要もなく、2週間間隔などで柔軟に期日指定していく運用もあり得る（特に資料がそろい、条件が詰まってきて残りの調整項目が絞られてきた場合）のではないかと感じる。ただし、当事者が離婚に踏み切るか否かの気持ちの整理をするために時間が掛かるなどの事情もあり、ある程度時間を掛けて初めて当事者が納得して解決することができるという側面も否定できない。

3 検証検討会での議論等

検証検討会では、裁判官関与の一層の充実に向けた取組について、①家事法の施行を契機として評議がより綿密に行われ、調停委員も裁判官に評議を求めやすくなっているということが各地で指摘されており、一連の取組は評価できるとの意見や、②以前と比べて、裁判官と調停委員の役割が明確化された上で、調停に法的観点がかかり入ってきているように感じたとの意見が出された。他方、③実情調査において一部から出された、評議を通じての裁判官関与の効果が見えにくい部分があるとの指摘に関しては、多くの場合、評議の結果は調停委員から当事者に適切にフィードバックされていると考えられるが、それができていない場合があるとすれば、調停委員において、評議結果のフィードバックの必要性を意識した上で、調停委員と手続代理人の双方が円滑なコミュニケーションを取れるよう心掛けていくことが重要である旨の意見も出された。

³¹ 実情調査では、弁護士は、調停の待ち時間にも当事者本人と話すが、どうしても期日中や期日直後には本人が冷静な判断ができない部分があり、別途の打合せの機会が必要となることが多いとの指摘がされた。

今後は、裁判官関与の効果検証を行いながら取組を深化させていくことが重要であると思われる。

まず、審理期間について見ると、実情調査でも指摘があったように、裁判官が関与して法的整理をその都度行いながら調停を進行させていけば、一回一回の期日が充実し、その点で審理期間の短縮にもつながり得る。ただし、最後は裁判所が判断を示すものである訴訟事件や審判事件と異なり、当事者の合意形成を目指す調停事件においては、やみくもに審理期間の面での成果を求めるのは相当でないという検証検討会での指摘にも留意すべきであろう。また、現状においては、全体的に調停事件の平均審理期間がやや長くなっているところである（前掲IV. 1. 2. 1参照）が、この点について、検証検討会では、事件そのものの困難化等による部分もあると考えられることに加え、裁判官関与が充実したことで、解決に必要な資料を整えるため、提出指示がより詳細になったり、調停の過程での説得により力が入れられるようになったりしたことも要因の一つではないかとの意見が出された³²。もとより、必要な資料収集や説得を尽くすために調停段階では時間が掛かったとしても、調停と訴訟（あるいは審判）を合わせたトータルでの紛争解決までの期間が短くなるのであれば、迅速化が図られていると見るのが相当といえよう。

次に、調停である以上、調停が成立して解決に至ったかは、成果が上がったかどうかを見る上で重要であり、調停成立で終局した事件の割合（いわゆる成立率）は1つの重要な指標となる。もっとも、検証検討会では、現在は依然として取組が始まってから間もない過渡期の時期であるため、現状の成立率の推移をもって何らかの成果の有無を論じるのは時期尚早である旨の意見があった。また、成立率だけを考えると、裁判所側が当事者に対して過度に強い説得をしてしまい、当事者の納得が得られないままに事件が終局するような事態を招きかねないという検証検討会での指摘にも留意が必要である。

この他、検証検討会では、例えば、①別表第二事件であれば、一審で手続が終局し上級審での期間を費やさなかったか否かという意味で、審判事件が確定した割合が重要だという意見（前述のとおり、裁判官関与が充実すれば、審判への納得感も高まるとの指摘は、実情調査でもされていた。）や、②一般調停事件であれば、取下げによる終局の場合、話し合いの見込みが立たずに取り下げられることも多いこと（前掲IV. 1. 2. 1参照）からすると、取下げで終局した事件の割合の推移を見ることが考えられるのではないかという意見も出された。

最後に、検証検討会では、裁判官が前述のような関与をすることを前提として、更なる態勢整備の必要性が出てきているのではないかとの意見も出された。この点、現状の中で運用上の工夫によるパフォーマンスの向上を図る余地がないかを不断に検討していくべきことは言うまでもないが、それでもなお裁判官が真に必要なかつ相当な関与を行うために、態勢整備が必要か否かの検討も行っていくべきであろう。

第2 透明性の高い手続の実現

1 取組状況の概略

家事法の下でも、調停段階での記録の開示については、法文上の規律としては、「相当と認めるとき」に裁判所が閲覧謄写を許可する（254条3項）ということで、家事法の施行以前と変化がない（家事審判規則12条参照）。しかし、手続の透明性を高めるといふ家事法の理念からすれば、調停においても、当事者がお互いの言い分を理解した上で状況認識を共有していく必要性が高い（なお、前掲IV. 1. 1. 2のとおり、別表第二調停事件については、審判手続に移行すれば資料が原則開示となる。）。そこで、家事法成立を機に、調停事件においても、当事者間でできる限り資料を共有する方向での運用が進められている。

また、資料の共有だけではなく、当事者と裁判所が、手続の進行状況や争点に関する認識を共通のものとするための工夫が重要であるが、調停は別席で進められることが多く、これまでこの認識の共通化が必ずしも十分には図られてこなかった。そこで、当該期日の開始時ないし終了時に、これまでに合意された点、残

³² 検証検討会では、家事法の趣旨である当事者への手続保障を従前以上に履践すれば、審理期間が従前と比べて長く掛かる事件が出てくることは織り込み済みであるとの意見も出された。

された対立点とそれについて調整していくに当たって当事者が準備すべき事項、今後の手続の見通しといったことを当事者双方が同席した場で調停委員あるいは裁判官から説明し、認識の共通化を図るという取組（いわゆる双方立会手続説明³³）を進めている庁もある。

2 実情調査の結果

実情調査では、次のような意見が出された。

（1）資料の共有化

ア 申立書の写しの送付

- * 裁判所としては、申立書に余りに詳細な内容が書かれていると、その写しを送付された相手方を刺激するという面があることも考え、申立書については、定型的な書式を用いることを想定している。
- * 弁護士としても、裁判所と同様の問題意識を有しており、定型の申立書を利用し、残りの内容は事情説明書等（写しは送付されないが、閲覧謄写の対象とはなり得る。）に記載するプラクティスが定着している。

イ 第1回期日前の情報共有の充実等

（ア）提出資料

- * 近時、申立ての背景にある事情を説明する「事情説明書」、手続の進行に当たって裁判所に配慮を求める事項等を記載する「進行に関する照会回答書」など、第1回期日前に提出すべき書面が拡充されたところ、こうした拡充は、大づかみであっても事案の概要を把握することに資しているし、第1回期日の充実にもつながっている。
- * 弁護士としても、定型的な書式が準備されているために、漏れなく情報を伝えることができる。

（イ）裁判所からの情報提供

- * 裁判所において、当事者に交付する手続説明書面を整備し、その中で遺産分割に関する簡単な「よくある質問」や審理モデルなどを盛り込んだりしている。

ウ 資料の開示等

- * 経済事件（遺産分割事件等）を中心として、資料の相互開示が原則である旨を裁判所が説明することで、相互の交付が円滑に行われるようになっている（特に手続代理人が付いた事案）。相互開示によって、期日間の準備が促進されるのみならず、争点に関する当事者双方の認識の共有が進み、審理も充実したものとなる。
- * 事案によっては、主張内容を書面でやり取りすることにこだわり過ぎると、激しい応酬となって相互の反感も強まることのあるため、当事者の言い分に関して、口頭での聴取を基本とする扱いもある。
- * 弁護士としては、家事法の下で申立書の写しを送付されることとなっている一方で、答弁書は申立人への写し送付が前提とされていない点に疑問を感じており、答弁書の写しも送付される運用が望ましいと考えている。当事者本人としても、申立書と答弁書で扱いが異なることに不公平感を持つ場合がある³⁴。
- * 弁護士としては、一方の当事者にどのような資料の提出を指示したかが分かる説明を他方の当事者にも行い、どちらか一方だけではなく両方が必要な資料を出すことを求められているのが伝わるようにすることが必要だと考える。

³³ 庁によって、「同席説明」「同席確認」といった名称が用いられている場合もあるが、記載の統一性の観点から、本報告書では、「双方立会手続説明」との名称を用いることとする。

³⁴ この点、実情調査では、ある庁において、裁判所から答弁書の写しを送付する運用まではしていないが、申立人に第1回期日の連絡をする際、相手方から提出される予定の答弁書については閲覧謄写申請が可能である旨連絡するようにしているとの紹介がされた。

(2) 双方立会手続説明

ア 取組状況

- * 各庁で実施されている双方立会手続説明の内容等は、おおむね以下のとおりである。
 - ・ 第1回期日開始時においては、調停手続の一般的説明等が中心である（一般的に当該事件類型で問題となり得る事項等につきチャート図を使うなどして説明する場合もある。）が、庁によっては、遺産分割事件について、裁判官立会の下、一般的説明に加えて、提出された書面からうかがわれる合意点・対立点、期日で話題として取り上げる予定の事項などを説明している。
 - ・ 続行期日開始時において、前回までの進行状況と今回話し合うべき事項の確認をしている庁もある。
 - ・ 各期日終了時においては、これまで合意できた点と対立点、今後に向けて準備すべき事項の確認等をしている。
- * 第1回期日開始時においては、当事者間の感情的対立等に配慮し、DV事案であるなどで実施が不相当な事情がないこと、当事者の了承が得られていることを期日前（期日開始の直前を含む。）に確認することを前提とした上で³⁵、多くの事件で双方立会手続説明を実施している。ただ、遺産分割事件に限定して実施している庁もある。
- * 双方立会手続説明を実施できない場合でも、双方に同一内容の説明をしている旨を当事者双方に明示的に伝えるように意識している庁もある。
- * 調停委員等から、第1回期日開始時の双方立会手続説明の趣旨（公平性の確保、透明性の確保等）に係る事前説明を行うのが通常である。
- * 調停委員の一部には、法律が変わったから当然に双方立会手続説明を行うなどとして、その趣旨の説明が不十分なままに、当事者が拒否するにもかかわらず強く説得を試みてしまっている者もある。
- * 期日終了時の説明については、開始時説明と同様に（当事者の了承を前提に）基本的に実施しているという庁と、より事案を選びながら実施しているという庁がある。

イ 双方立会手続説明の効用等

(ア) 裁判官等からの意見

- * 双方立会手続説明によって、裁判所の公平性・中立性に対する信頼や調停手続に対する理解・納得が深まっている。
具体的には、
 - ・ 双方立会手続説明（特に第1回期日開始時）により、相手方が申立人の方が先に聴取を受けて有利に扱われていないかなどといった不公平感を持つといったことがなくなってきた。
 - ・ 当事者が、自身の言い分が相手に伝わっているのか、双方に同じ内容の説明がされているのかについて疑心暗鬼になることがなくなってきた。
- * 節目節目で区切りの説明を受けることで、当事者の解決意欲も促進されている様子であり、それによって資料の提出が円滑に進み、争点が明確化される。その意味で、双方立会手続説明は、審理促進にも結び付いていると思われる。
- * 当事者・手続代理人同士、あるいは調停委員会と手続代理人との協働に向けたきっかけもつかみやすくなる。養育費請求事件や面会交流事件など、調停成立後の当事者同士の関係性が重要な事案では、調停の段階から相互に理解し合う雰囲気の醸成を心掛ける必要性が大きい。

(イ) 弁護士からの意見

³⁵ この点、実情調査では、第1回期日当日になって双方立会手続説明に関する当事者の意向を確認した際、一方が双方立会手続説明を受け入れ、他方が拒否した場合に、拒否した方の意向がもう一方に伝わってしまっており、その当事者が感情的に反発して調停進行に支障が生じた例があるため、こうした支障が生じないように、一方が拒否して他方が了承した場合には、了承した方の当事者の心情に配慮し、一方の意向で実施しないこととなったという露骨な説明は避けるように工夫しているとの紹介がされた。

*第1回期日開始時の双方立会手続説明について、調停時間の短縮という意味では効果があると思われるし、裁判所の公平性・中立性を感じてもらおうという効用も理解でき、当事者に対する意識付けという点でも有用だと思われる³⁶。

*裁判所側から、何のための双方立会手続説明かについて当事者に分かるように説明することが期待される。

(3) 認識共有化のためのツールの活用

ア ホワイトボードの活用

*庁によっては、全調停室にホワイトボードを設置するなどし、争点や問題状況等の説明に際して活用している。利用するタイミングは、ある程度整理をして主張も固まってきたときであり、一方の当事者の言い分をまとめたものを他方の当事者に見せるに当たっては、その記載を見せてよいかを必ずその一方の当事者に確認するといった配慮をしている。

ホワイトボードを当事者が目にすることによって、当事者が紛争をどう解決すべきか、対立点についてどんな譲歩が考えられるかということを実際に考えるようになっており、迅速化の観点から効用がある(特に遺産分割事件)。

*弁護士から見ても、ホワイトボードに主張を整理するのは、状況を明確化する意味で有益である。ただし、主張が出そろったタイミングで活用することが必要だし、当事者が調停委員に話を聴いてもらえていないとの感情を抱かないよう、記載の正確さへの注意が求められる。

イ フローチャート等の活用

(ア) 裁判所の運用

*庁によっては、特に経済事件について、主要な事件類型ごとにフローチャート等を設け、全体の流れや、現時点での進捗状況を当事者が意識しやすいようにしている。

*遺産分割事件については、訴訟事項(使途不明金の問題等)と審判事項の区別や、特別受益や寄与分をめぐらる問題に関してフローチャートその他の説明用資料を活用している。

(イ) 効果等

*フローチャート等を使うことにより、説明のための時間の短縮ができていいるほか、調停委員の個人的見解を述べているのではないことが当事者に伝わり、裁判所への信頼も高まっている。また、遺産分割事件などでは、特に当事者が感情に流されてしまいがちになったときに、フローチャート等を示すことで議論の整理をすることもできる。

*他方、弁護士としては、審理モデル的なものを硬直的に捉えて、最初から何回で終わらせるということを決め付けているように思われる調停委員が見受けられることを憂慮している。

(4) その他

*ある庁では、当事者へのアンケート結果により、提出すべき書類についての伝達方法、当事者から聞いた内容を相手に伝える際の手続に課題があることが把握されたことから、運用を改め、例えば、当事者の主張を相手に伝える際、当事者にどんな内容を伝える予定かを告げて、調停委員の認識が正しいかの確認を取ることを徹底するようにしている。また、進行についての当事者の不安を和らげる意味で、どういった準備のためにどれくらいの期間が必要なのかといったことについて認識を共有化する試みも始めた。

³⁶ 実情調査では、一部の弁護士から、従前は、手続代理人が付いていれば、弁護士から説明を受けているであろうということで、手続冒頭における当事者への調停手続一般に関する説明が省略されていたことを考えると、第1回期日冒頭での手続一般についての双方立会手続説明には、従前よりも手続に時間が掛かるようになったという面もあり、双方立会手続説明(特に第1回期日冒頭の説明)の効用について必ずしも積極的に評価まではできないとの指摘もされた。

*家裁調査官が調停の場に立ち会う場合、知らない人がいきなり調停に入ったなどとの警戒感を当事者が持つことのないように、その立会の理由について裁判所側からきちんと説明するようにしている。例えば、子をめぐる事件であれば、調停委員から、子の状況を詳細に知る必要があるためなどと告げている。

3 検証検討会での議論等

(1) 総論

検証検討会では、手続の透明性を確保することの当事者にとっての意義は、互いの言い分が相手に伝えられた上で納得できる解決に至るプロセスの実現であり、書面をお互いに交わすこと自体はその一手段に過ぎないという点に留意が必要であるとの意見が出された。実情調査では、上記の意義を実現するためのツールとして、書面の相互開示以外に、ホワイトボードによる状況説明なども紹介されたところであり、今後、各庁においては、本報告書の公表を含めた種々の機会に他庁の取組状況に関する情報をも共有し、各庁の実情や事案の個性に応じて有用と思われるものを積極的に取り入れ、上記の意義の実現に向けて取組を深化させていくことが期待される。

(2) 書面の相互開示

書面の相互開示に関して、家事法の下では、申立書の写しの送付の規定が設けられている一方で、答弁書の写しの送付の規定は設けられていない。この点、実情調査では、答弁書の写しの送付を運用として進めていくべきではないかといった趣旨の指摘も見られた。検証検討会では、双方に手続代理人が付いている事案であれば、答弁書の写しを直送する方法があり得るのではないかとの意見が出された。他方において、①申立書の写しを送付する目的は、どのような申立てがされたかすら分からないまま相手方が裁判所に出頭しなければならないという事態を避けるところにもあり、自ら調停を申し立てた者に答弁書の写しを送付する場合は、必要性が異なるのではないかと、②答弁書の写しを原則として送付するとなれば、(申立書の場合と平行に、)申立ての趣旨を争うか否か等のみを記載する書式を用いる運用が想定されるが、申立人側に、争いの有無だけを確認するニーズがどれほどあるかは疑問であるし、訴訟のように「認否」を明らかにした書面を交換しておき、争点を浮かび上がらせるような運用を原則化することは調停の手続になじまないのではないかなどとの意見が出された。答弁書の写しの扱いについては、申立人側の答弁書を見ることに對するニーズと調停の円滑な運営のバランスという観点を踏まえて、更に検討していくこととなろう。

(3) 双方立会手続説明

双方立会手続説明について、検証検討会では、重要なのは手続の実質であって、双方立会手続説明を実施することにこだわる余り硬直的な運用になることは好ましくないという趣旨の意見が出された。実際にも、DV事案や当事者が難色を示した事案などでは双方立会手続説明を実施しないという運用がされているところであり、今後も硬直的な運用とならないように、双方立会手続説明を行う意義が何であるか(前記1参照)を常に意識し、その意義が当事者とも共有できるよう努めていくことが肝要であろう。

(4) 透明性の確保と迅速化の関係

最後に、透明性の確保は、一次的には手続の適正・充実のための取組と考えるとよいと思われるが、手続の迅速化との関係での意義についても確認しておくことが有用であろう。すなわち、お互いがどのような言い分を述べているかが正確に伝わり、主な対立点は何であるかに関する認識を共通化できることは、ポイントを絞った手続進行を可能にするという意味で、審理期間の短縮という観点からも意味があると思われる。

第3 調停に代わる審判

1 これまでの報告書の概要等

遺産分割事件においては、基本的に全ての相続人が当事者となる必要があるため、相続人が多数であることが審理の長期化要因となること、遺産分割がされなくても困らないために手続を早く進めようとする動機がない当事者がいることが期日間隔が長くなる要因となること等が指摘され（第4回報告書施策編 14 頁、62 頁）、遺産分割事件に関心が乏しく期日に出頭しない者がいる場合には、受諾書面を活用するほか、調停に代わる審判を利用することができるものとするなどの施策が提示された（第4回報告書施策編 62 頁）。

この点、平成 25 年以降、遺産分割事件を含む別表第二事件において調停に代わる審判が利用できるようになったことは、前掲Ⅳ. 1. 1. 3. 2 で述べたとおりである。

2 実情調査の結果

実情調査では、次のような意見等が出された。

(1) 利用状況等

*一般調停事件についてしか用いることができなかつた平成 24 年以前においては、ほとんど利用例がなかったが、家事法施行後、利用件数は増えてきている。利用実績があるのは、事件類型で見ると、主に遺産分割、親権者変更、養育費、婚姻費用分担、面会交流、離婚、扶養等である。

*調停に代わる審判を利用する例として挙げられたのは、次のような事案である。

- ① 当事者が不出頭を繰り返し裁判所からの出頭勧告にも応じない場合（特に、相続人多数の遺産分割事件の一部の当事者のみが無関心で出頭せず、その余の多数の当事者間では合意ができていてもかかわらず、不出頭当事者からの受諾書面の提出も期待できない場合や、婚姻費用分担・養育費、非親権者であり子の監護親となっている者からの申立てによる親権者変更等の事件でその結論が見通しやすい場合において、相手方が不出頭のとき）
- ② 養育費の金額等の対立の幅が僅少であるにもかかわらず、あと一歩のところまで互譲ができない場合
- ③ 当事者の一方又は双方が解決の方向性には納得しているものの、感情的な反発などから「合意」には難色を示す場合
- ④ 離婚調停において、電話会議システムを使って事実上の合意ができたのに、調停成立期日への本人の出頭確保が難しいとき

*①の場合で、調停に代わる審判を経ずに審判を出すと、当事者の不服申立ての方法は抗告となり、実質的な審理が初めて行われるのが抗告審においてということになるが、調停に代わる審判に対する異議であれば家裁で審理することになるから、第一審の充実という意味合いもある。

*③の場合については、調停に代わる審判を出すことを当事者に説明した上で審判を行うと、かなりの割合で当事者の納得が得られるように思われる。

*多くの庁では、異議申立てがされて審判移行する可能性がそれなりにある事案については、審判移行までに時間のロスを生じさせてしまうことを考え、調停に代わる審判の活用は消極的であり、現にそうした庁での家事法施行後実情調査時までの異議申立件数はごく僅かである。他方で、調停に代わる審判が示されることで争点が明確になり、審判移行後の付調停が可能になったり、審判についても一審で確定しやすくなったりといった効果もあるから、紛争解決までのトータルの期間で見れば、迅速化にプラスに作用していると考えられるとして、異議申立ての可能性にとらわれず、大幅に利用件数を伸ばしている庁もある。そうした庁では、異議申立てが予想される場合には、当事者に進行に関する意見を聴いた上で、調停に代わる審判を出すかどうかを決めるようにするなどの工夫もしているが、遺産分割事件では、異議申立てが出たことはほとんどない。

*異議申立てが出る可能性があることを当事者に説明した場合でも、早期解決の点から、なお調停に代わる

審判の利用を希望する当事者が多いという印象がある。

(2) 弁護士からの意見

- * 弁護士としては、内容的には一致が見られているが当事者本人に「合意」に対する抵抗感がある場合、条件の調整はできているものの当事者本人が離婚調停の成立期日に出頭できない事情がある場合（遠隔地当事者、相手と同じ庁舎に出頭することに抵抗感を覚えるDV事件の当事者、被収容者等）、不出頭当事者に対する出頭促進の手段として用いる場合等に有用性を見いだしている。
- * 弁護士から見ると、裁判所は、異議申立てが出ないと見込まれる場合にのみ調停に代わる審判を出す運用をしているように感じるが、より積極的に活用しても良いのではないかと思う。

3 検証検討会での議論等

調停に代わる審判の利用状況に関する全国統計を見ると、平成26年において、調停に代わる審判が確定した事件の数は、別表第二調停事件が2043件、一般調停事件が372件であったのに対し、同年に異議申立てがあった事件の数は、それぞれ203件、31件であった。利用が多かった事件類型としては、遺産分割等（892件）、養育費請求（452件）、夫婦関係調整（300件）、婚姻費用分担（242件）、親権者変更等（238件）が挙げられる。

検証検討会では、実情調査の結果を受けて、調停に代わる審判の利用にふさわしい事件は相当数あるのではないかと、実際に異議申立てがある事件はかなり少なく、仮に異議申立てが出されて審判に至ったとしても迅速化には資するのではないかと意見が述べられた。

調停に代わる審判への異議申立ての可能性が一定程度ある場合にどう対応すべきかという点は、実情調査でもやや見解が分かれていたところ、調停に代わる審判は、その確定のためには、告知から2週間（例えば、審判書の送達による告知の場合には、審判書が送達されてから2週間となる。）のうちに異議申立てがないことが必要であり（家事法286条2項、279条2項参照）、異議申立てがあった場合には、別表第二調停事件についてはその段階で審判手続に移行し、審判に向けた審理を行うこととなる。このことから、異議申立ての可能性が相応にある場合に調停に代わる審判を出すことは時間のロスを生じさせるおそれがあるという見解にも合理性があり、実情調査の結果によれば、現にそのような考え方に基づいて運用を進めている庁も多かった。他方で、仮に異議申立てが出されたとしても、調停に代わる審判を出す過程で示された裁判所の心証を基に審判手続が進められることで、審判での問題点が絞られ、また、裁判所の心証を前提に審判での攻撃防御が展開されることで、審判の審理が充実し、不意打ち等がなくなって一審で審判が確定する可能性も高まるという効果も期待できるという側面もあるところであり、そうした考え方に基づいて、より積極的に調停に代わる審判を活用している庁もあった。

いずれにせよ、調停に代わる審判の対象事件の拡大がされて間もない時期であることを考えれば、各庁の取組状況等についても情報共有をしながら、引き続き、各裁判体において、審理の適正・充実・迅速の観点からより良い運用を目指していくことが期待される。

第4 電話会議システム等の利用³⁷

実情調査では、次のような意見等が出された。

(1) 利用状況等

- * 電話会議システムは、遠隔地当事者の事例や病気等で当事者の出頭が困難な事例等において広く利用され

³⁷ 前掲IV.1.1.3.1で述べたとおり、家事法施行に伴い、調停事件において電話会議システム・テレビ会議システムの利用が可能となった。

ている。手続の非公開性を確保する観点等から、手続代理人の事務所を通話先とするのを原則とし、当事者本人のみの場合には、最寄りの裁判所まで出頭してもらって電話する運用としている。

- * 電話会議システムの利用例は徐々に増えており、庁によっては、電話会議システムの設備が最近追加されたことで、より利用が促進されると見込まれるところもある。
- * テレビ会議システムについては、大規模庁でも頻繁に利用されるまでには至っていない。小規模庁については、利用例が全くないところもあった一方、月1回程度の利用例があるところもあった。

(2) 効用と課題

- * 電話会議システム等を利用すると、当事者との日程調整が比較的容易になり、早期に期日が入りやすくなる。また、(電話会議システム等がなければ生じていたであろう)移送に関する争いも生じないこととなる。
- * 弁護士から見ても、電話会議システムは、特に、双方に手続代理人が付いていて事案の見通しが見えていれば使いやすい。
- * 電話会議システム利用のあい路としては、以下の点がある。
 - ・ 表情の観察ができず、その場の雰囲気伝えることが難しく、裁判所との信頼関係が構築しにくい面もある³⁸ため、事案や局面³⁹を選んで利用しなければならない。例えば、面会交流や子の監護者指定等の事件、離婚事件では利用しにくい⁴⁰。
 - ・ 当事者が遠方からわざわざ出頭するという負担を負わない分、解決意欲が薄れてしまったり、申立人が電話会議システムを利用した場合に相手方が出頭意欲を失ってしまったりすることもある。
 - ・ 当事者本人のみの事案の場合、その者が出頭すべき最寄りの裁判所との日程調整が難航する場合がある(当事者本人のみの場合の上記運用を参照)。
- * 当事者の表情を観察したりその場の雰囲気伝えたりすることが難しいといった電話会議システムのデメリットは、テレビ会議システムには少なく、本人確認等の面でも、テレビ会議システムの方が優れていると考えられる。ただ、現状では、遠隔地当事者が出頭すべき裁判所も都合が付く日程の確保が難しい面があるなどの実情もある。
- * 弁護士からの意見は次のとおりである。
 - ・ 交通費等の事情があって遠隔地から当事者本人が出頭できない場合には、電話会議システムを柔軟に利用することで本人の意向を調停に反映させやすくなるため、電話会議システムにつき一層積極的な利用がされることを期待している。
 - ・ 特に婚姻費用分担や養育費の事件では、交通費の負担の問題が重大であり、(現状では、庁によって第1回期日は出頭を求められることもあるが)第1回期日から電話会議システムが利用されることが望ましい。
 - ・ DV被害者が申立人の場合、相手方の領域に入るだけでも抵抗感があることがあり、特に小さい庁舎では物理的にも鉢合わせのリスクが大きいため、電話会議システムの柔軟な利用を期待している⁴¹。

3 今後に向けての課題

³⁸ 実情調査では、電話会議システムを利用する側の当事者が、裁判所に出頭している当事者が優遇されているのではないかと不信感を持つ場合があるとの指摘がされた。

³⁹ 実情調査では、弁護士から、主張整理の場面での利用には適するとの指摘がされた。

⁴⁰ 実情調査では、こうした事案では、裁判所としては、少なくとも節目の期日では、出頭してほしい理由も説明の上で裁判所への出頭を求めているとの指摘がされた。

⁴¹ 実情調査では、ある庁で、DV事件等で当事者の鉢合わせを防ぐべく、一方を地方裁判所(別庁舎)に出頭させて電話会議システムを利用することも検討されているとの指摘がされた。

実情調査では、電話会議システムによって遠隔地当事者等の事案で利便性が高まり、期日調整等の点で迅速化の観点からも有用性が見いだされている一方で、電話という通信手段の性質上、利用に適する事案が実際上限定されるなどの問題点もあることが明らかとなった。上記の問題点を克服し、かつ利便性を確保するという観点からは、テレビ会議システムの利用が促進されることが有益と考えられる（テレビ会議システムであれば、本人確認や非公開の担保等の点でも問題が少ないため、電話会議システムの場合のように第1回期日のみ出頭を求めるといった運用を行う必要性も低下することが考えられる。）。

他方で、テレビ会議システムについて、小規模庁では家事法施行後から実情調査時までには全く利用例がないところもあるなど、全体的に頻繁に利用されるまでには至っていない。その運用上でのあい路等については、その原因を正しく見極めた上で適切な対応策を講じていくのが相当であろう。

3 人事訴訟の概況等

人事訴訟に関し、新受件数は平成24年より若干減少した一方、近時の平均審理期間の長期化傾向は依然として続いている。審理の長期化傾向に関しては、財産分与の申立てのある離婚事件（同事件に限ると、平成26年の平均審理期間は15.0月であり、審理が長期化しやすい。）の割合が増えていることが指摘できる。また、そうした事件も含め人事訴訟における争点整理期間も長期化しており、その要因としては、①財産分与の申立てのある離婚事件で、預金取引履歴の開示範囲に関して当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐる審理が難航しがちであること、②離婚原因について、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されること等が指摘されている。

その余の主な統計データ（審理期間別の既済件数及び事件割合、終局区分別の既済件数及び事件割合、平均期日回数及び平均期日間隔）について、前回から特段の変化は見られず、民事第一審訴訟事件と比べて、審理期間が6月以内の事件の割合が低く、1年を超える事件の割合が高い傾向が見られることも、前回と同様である。

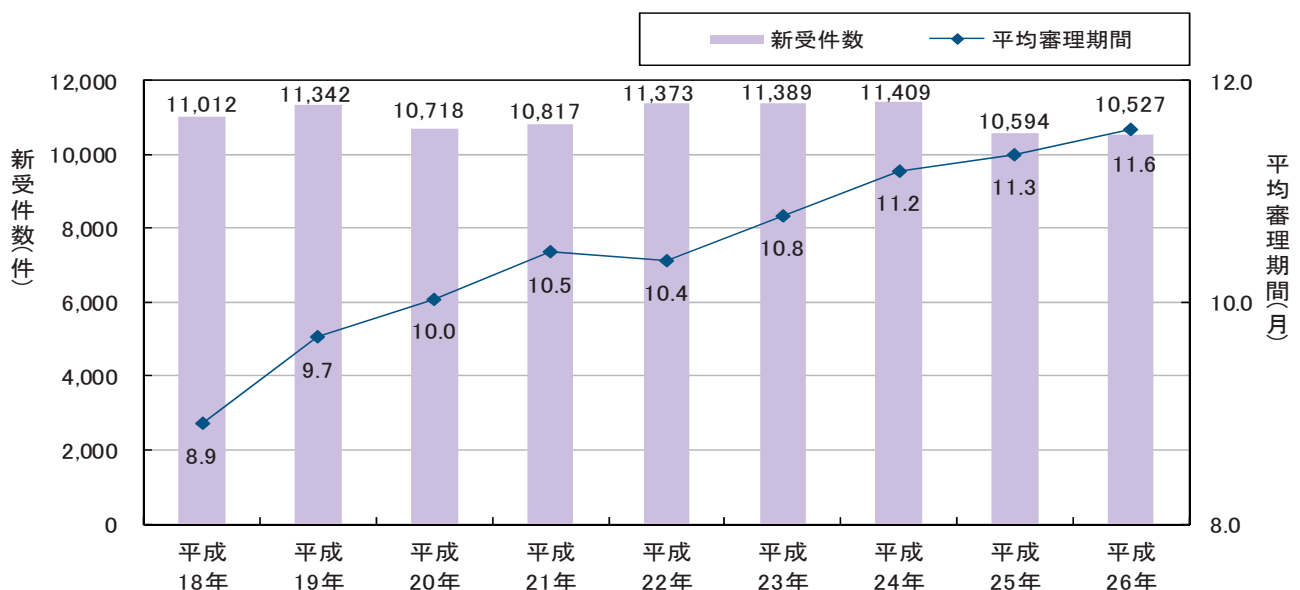
3. 1 人事訴訟の概況

○ 事件数及び平均審理期間

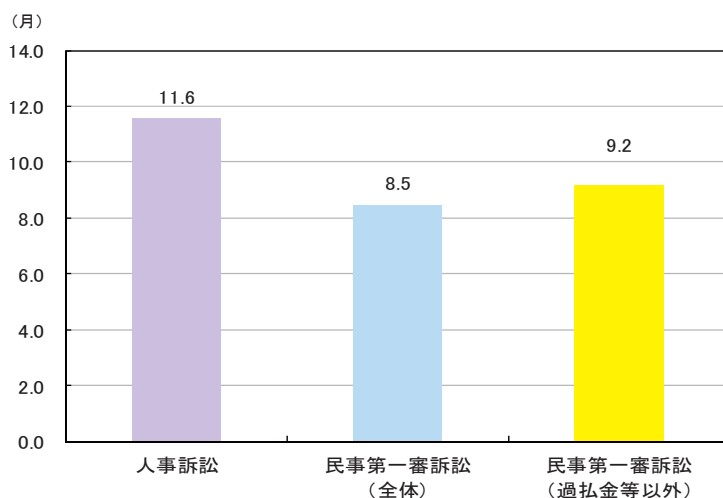
人事訴訟の新受件数及び平均審理期間の推移等は【図1】【図2】のとおりである。

新受件数は、平成18年以降余り変化が見られなかった中で、平成26年（1万0527件）は、平成24年（1万1409件）より若干減少している。一方、平均審理期間は、平成18年以降、ほぼ一貫して長期化傾向にある。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（人事訴訟）



【図2】 平均審理期間(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)



○ 審理期間別の既済件数等

審理期間別の既済件数及び事件割合は【表3】のとおりである。審理期間が1年を超える事件の割合は37.03%と、前回(34.77%)より2.26%増加したところ、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べ、審理期間が6月以内の事件の割合が低く1年を超える事件の割合が高い点が特徴である(第5回報告書概況編60頁【表3】参照)。

○ 終局区分別の既済件数等

終局区分別の既済件数及び事件割合については【表4】のとおりであり、前回(判決は46.2%、和解は41.6%)から大きな変化は見られない。なお、判決で終局した事件のうち対席判決による割合は、前回(68.7%)より若干増加して7割を上回っている。(第5回報告書概況編61頁【表5】参照)

【表3】 審理期間別の既済件数及び事件割合
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
既済件数	10,231	141,006	87,928
平均審理期間(月)	11.6	8.5	9.2
6月以内	3,244 31.7%	81,943 58.1%	47,336 53.8%
6月超1年以内	3,192 31.2%	27,684 19.6%	17,576 20.0%
1年超2年以内	3,124 30.5%	23,242 16.5%	17,114 19.5%
2年超3年以内	572 5.6%	5,818 4.1%	4,274 4.9%
3年超5年以内	96 0.9%	2,024 1.4%	1,434 1.6%
5年を超える	3 0.03%	295 0.2%	194 0.2%

【表4】 終局区分別の既済件数及び事件割合
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
判決	4,765 46.6%	61,462 43.6%	42,951 48.8%
うち対席(%は判 決に対する割合)	3,377 70.9%	40,206 65.4%	27,480 64.0%
和解	4,153 40.6%	48,683 34.5%	31,264 35.6%
取下げ	1,051 10.3%	26,114 18.5%	10,328 11.7%
それ以外	262 2.6%	4,747 3.4%	3,385 3.8%

○ 訴訟代理人の選任状況

訴訟代理人の選任状況は【表5】のとおりであり、民事第一審訴訟事件と比べて、双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（6割超）、本人による事件の割合が低いことは、前回と同様である（第5回報告書概況編61頁【表6】参照）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
双方に 訴訟代理人	6,295 61.5%	60,117 42.6%	42,858 48.7%
原告側のみ 訴訟代理人	3,331 32.6%	54,437 38.6%	29,473 33.5%
被告側のみ 訴訟代理人	150 1.5%	5,013 3.6%	3,104 3.5%
本人による	455 4.4%	21,439 15.2%	12,493 14.2%

○ 審理の状況

平均期日回数（平均口頭弁論期日回数及び平均争点整理期日回数の双方）及び平均期日間隔は【表6】のとおりであり、平均期日回数のうち平均争点整理期日回数が前回（3.8回）より若干増加したほかは、前回と同様である（第5回報告書概況編61頁【図7】参照）。

【表6】 平均期日回数及び平均期日間隔
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金等 以外)
平均期日回数	6.7	4.7	5.1
うち平均口頭弁論 期日回数	2.6	2.2	2.2
うち平均争点整理 期日回数	4.1	2.5	2.9
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8

争点整理手続の実施件数及び実施率は、【表7】のとおりであって、前回（59.0%）より1.2%増加して6割程度であり、前回と同様、民事第一審訴訟事件と比べて高い水準である（第5回報告書概況編62頁【表8】参照）。

【表7】 争点整理手続の実施件数及び実施率
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
争 手 続 整 理	実施件数	6,160	54,271
	実施率	60.2%	38.5%
			38,447
			43.7%

人証調べ実施率及び平均人証数は【表8】のとおりであり、人証調べ実施率は前回（47.4%）より1.5%減少しているが、民事第一審訴訟事件と比べて高い傾向が続いている（第5回報告書概況編62頁【表9】参照）。こうした傾向については、当事者間に争いのない事実についても証明が必要であること（人事訴訟法19条1項）や、婚姻生活中の事実関係について証明力の高い書証が少ないことが影響しているものと思われる。

【表8】 人証調べ実施率及び平均人証数
（人事訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	人事訴訟	民事第一審 訴訟(全体)	民事第一審 訴訟(過払 金等以外)
人証調べ実施率	45.9%	15.9%	19.3%
平均人証数	0.9	0.4	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	2.0	2.8	2.7

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

なお、人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間については【表9】のとおりであり、前者は前回(13.8月)より若干長期化した。民事第一審訴訟事件(全体)の20.0月(前掲Ⅱ.1.1【表17】)と比べると短い。後者については、前回(0.2月)から大きな変化は見られない。(第5回報告書概況編62頁【表10】参照)

【表9】 人証調べを実施した事件における平均審理期間及び平均人証調べ期間(人事訴訟)

平均審理期間(月)	14.5
平均人証調べ期間(月)	0.1

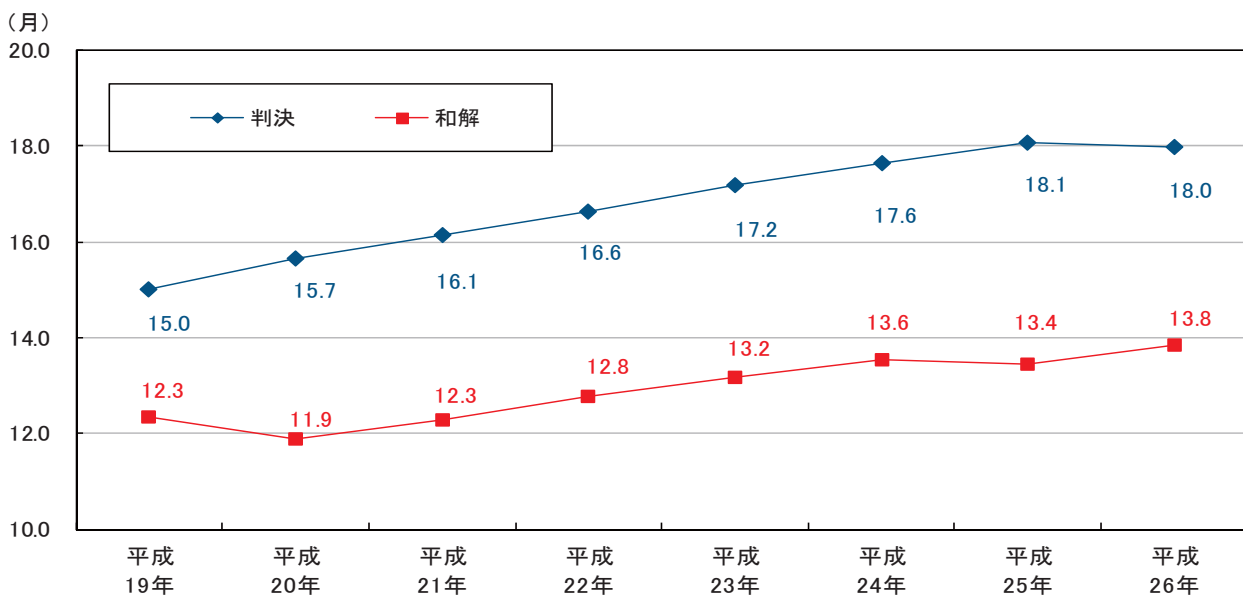
附帯処分(申立て)の有無等の観点から事件類型別に整理した統計データは【表10】のとおりである。

【表10】 離婚の訴えにおける親権者の指定をすべき子又は財産分与の申立ての有無別の審理の状況(人事訴訟)

		離婚		親権者の指定をすべき子		財産分与の申立て		離婚以外
		あり	なし	あり	なし	あり	なし	
既済件数		8,912	5,467	3,445		2,643	6,269	1,319
平均審理期間(月)		12.0	12.2	11.6		15.0	10.7	8.8
平均期日回数		7.1	7.3	6.8		9.4	6.1	4.2
平均期日間隔(月)		1.7	1.7	1.7		1.6	1.7	2.1
争点整理実施率		63.5%	66.8%	58.1%		78.2%	57.2%	38.2%
審理期間	6月以内	2,631 29.5%	1,453 26.6%	1,178 34.2%		403 15.2%	2,228 35.5%	613 46.5%
	6月超 1年以内	2,781 31.2%	1,741 31.8%	1,040 30.2%		785 29.7%	1,996 31.8%	411 31.2%
	1年超 2年以内	2,862 32.1%	1,909 34.9%	953 27.7%		1,131 42.8%	1,731 27.6%	262 19.9%
	2年超 3年以内	542 6.1%	323 5.9%	219 6.4%		273 10.3%	269 4.3%	30 2.3%
	3年超 5年以内	93 1.0%	41 0.7%	52 1.5%		50 1.9%	43 0.7%	3 0.2%
	5年超	3 0.03%	0 0.0%	3 0.09%		1 0.04%	2 0.03%	0 0.0%
訴訟代理人の選任状況	当事者双方	5,763 64.7%	3,750 68.6%	2,013 58.4%		2,050 77.6%	3,713 59.2%	532 40.3%
	原告側のみ	2,662 29.9%	1,473 26.9%	1,189 34.5%		473 17.9%	2,189 34.9%	669 50.7%
	被告側のみ	125 1.4%	66 1.2%	59 1.7%		39 1.5%	86 1.4%	25 1.9%
	本人による	362 4.1%	178 3.3%	184 5.3%		81 3.1%	281 4.5%	93 7.1%
終局区分	判決	3,850 43.2%	2,332 42.7%	1,518 44.1%		1,010 38.2%	2,840 45.3%	915 69.4%
	和解	4,011 45.0%	2,575 47.1%	1,436 41.7%		1,424 53.9%	2,587 41.3%	142 10.8%
	取下げ	830 9.3%	439 8.0%	391 11.3%		167 6.3%	663 10.6%	221 16.8%
	それ以外	221 2.5%	121 2.2%	100 2.9%		42 1.6%	179 2.9%	41 3.1%

離婚の訴えに係る人事訴訟のうち財産分与の申立てがある事件（以下「財産分与の申立てがある離婚事件」という。）の平均審理期間がそれ以外の事件より長くなることは前回と同様である。財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の事件割合について見ると、和解で終局した事件の割合が前回（54.9%）より1%減少して53.9%となった一方、判決で終局した事件の割合が前回（37.1%）より約1%増加して38.2%となっている（第5回報告書概況編 65 頁【表 15】参照）。なお、財産分与の申立てがある離婚事件の終局区分別の平均審理期間に関する統計データによれば、【図 11】のとおり、判決による場合の方が和解による場合より三、四か月程度は平均審理期間が長くなる傾向が見られる。

【図11】 財産分与の申立てがある離婚事件における終局区分別平均審理期間の推移

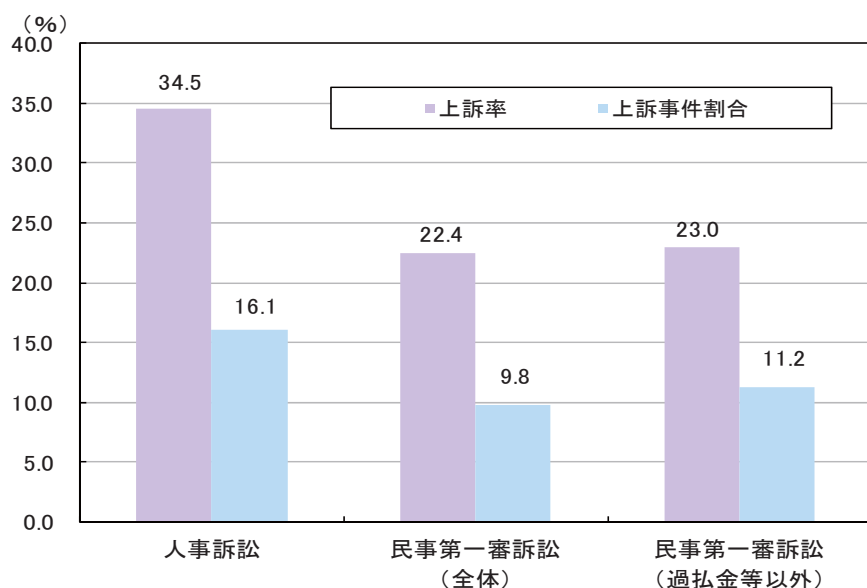


※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

○ 上訴に関する状況

上訴率及び上訴事件割合については【図12】のとおりであり、民事第一審訴訟事件に比べ、いずれも高水準である。

【図12】 上訴率及び上訴事件割合
(人事訴訟及び民事第一審訴訟事件)

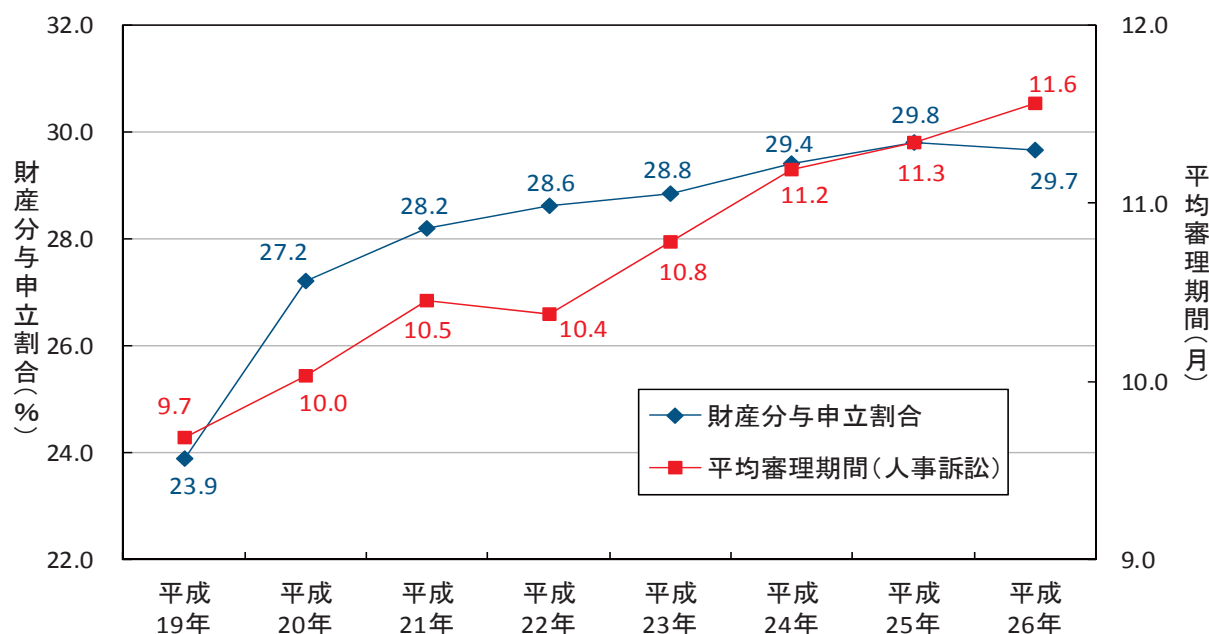


3. 2 審理期間の長期化傾向に関する分析

上記の概況からすると、人事訴訟については、家庭裁判所へのいわゆる人訴移管の直後の、審理期間の短い事件しか終局しないことの影響が既に収束したと見られる時期以降も長期化傾向が見られるといえ、その要因を分析することが重要であろう。

第5回報告書概況編66頁では、離婚事件の中でも審理が長期化しやすい、財産分与の申立てがある離婚事件¹が増加していることが人事訴訟全体の平均審理期間を押し上げている原因の一つであると推測されるとの指摘がされているところ、【図13】からは、既済事件に占める財産分与の申立てがある離婚事件の割合が増加傾向にあることとおおむね対応する形で、人事訴訟の平均審理期間が長期化する傾向にあることが読み取れるから、上記指摘はなお妥当していると考えられる。しかも、この財産分与の申立てがある離婚事件については、【図14】のとおり、人事訴訟全体と比べても、訴訟代理人が選任された事件の割合が高く（【表5】）、かつその割合が増加傾向にあるという特徴がある²。

【図13】 離婚事件における財産分与の申立てがある事件の割合（既済事件）及び人事訴訟の平均審理期間の推移

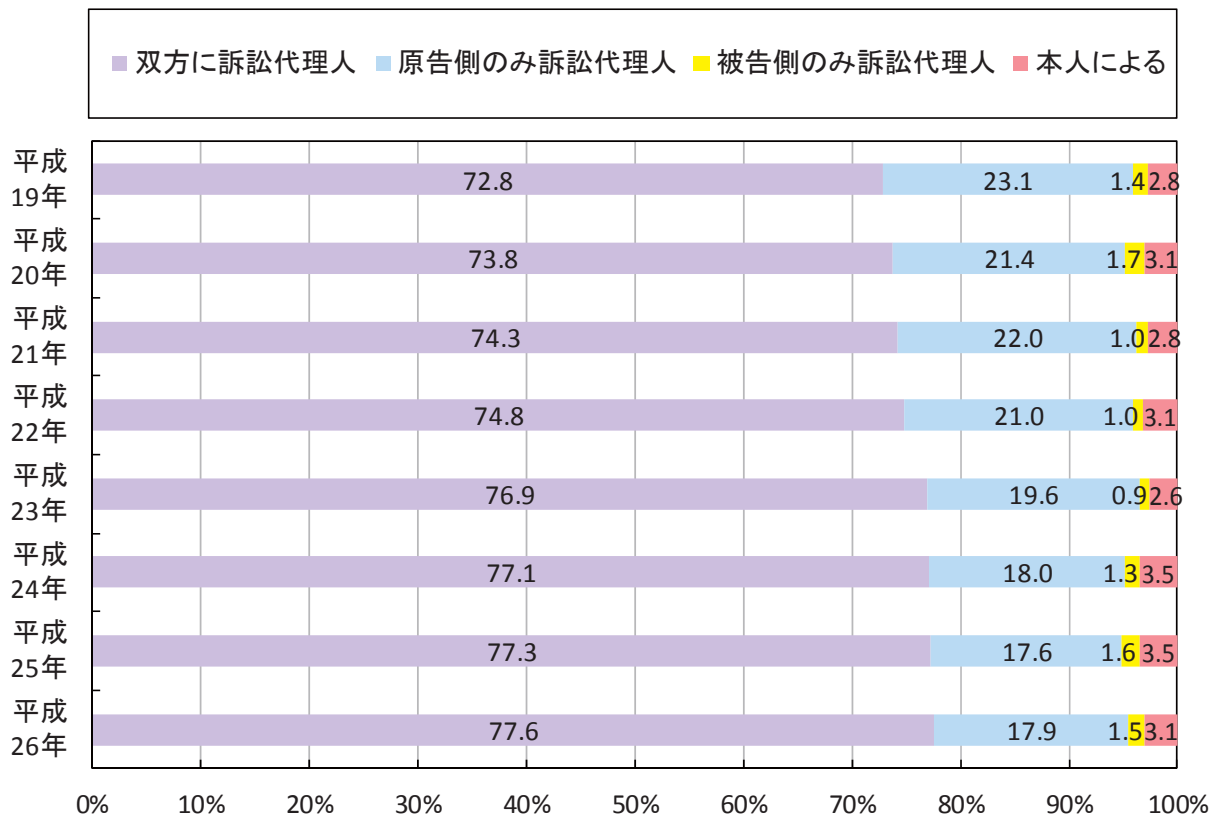


※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

¹ 前述の【表10】参照

² この点については、財産分与の申立てがある離婚事件には、訴訟代理人が付かなければ進行が困難になるという意味で複雑な事案が多いという理解もできよう。

【図14】 財産分与の申立てがある離婚事件における訴訟代理人選任状況の推移(人事訴訟)



※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

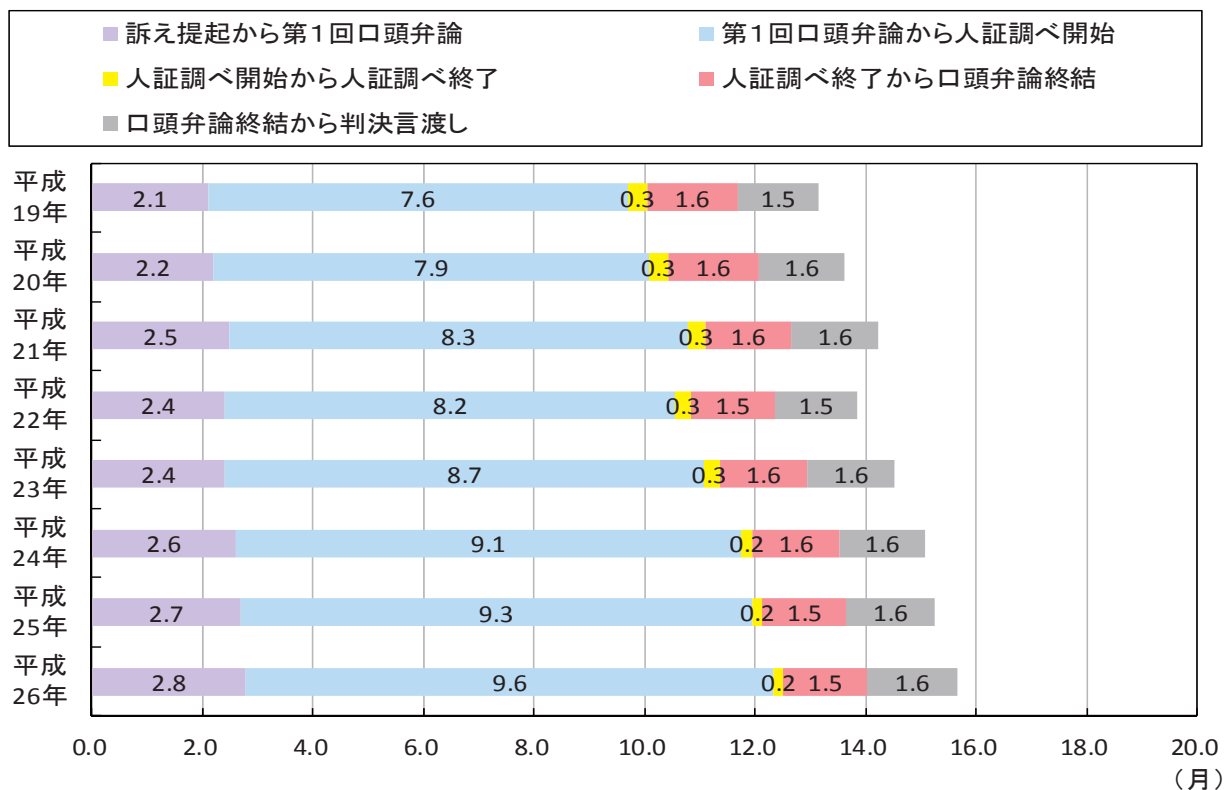
また、人事訴訟においては、いわゆる欠席判決により終局する場合³でも、証拠調べが必要であることが、民事第一審訴訟事件と比較して審理期間が長くなる要因の一つとして指摘されてきたところであり（第3回報告書分析編35頁、第5回報告書概況編66頁）、この点についても、前提事情の変更はうかがわれない。

これらの要因以外について検討すると、人証調べを実施して対席判決で終局した事件（全体、財産分与の申立てがある離婚事件の双方）において、訴え提起から第1回口頭弁論期日まで、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始まで（この期間は、基本的には争点整理期間であると考えてよいと思われる。）、人証調べ開始からその終了まで、人証調べ終了から口頭弁論終了まで、口頭弁論終了から判決言渡しまでの段階ごとに、平均期間を見ると、合計の平均審理期間の長期化が、主として、第1回口頭弁論期日から人証調べ開始までの期間、すなわち争点整理に費やされる期間の長期化によって生じていることが読み取れる（【図15①】【図15②】）。

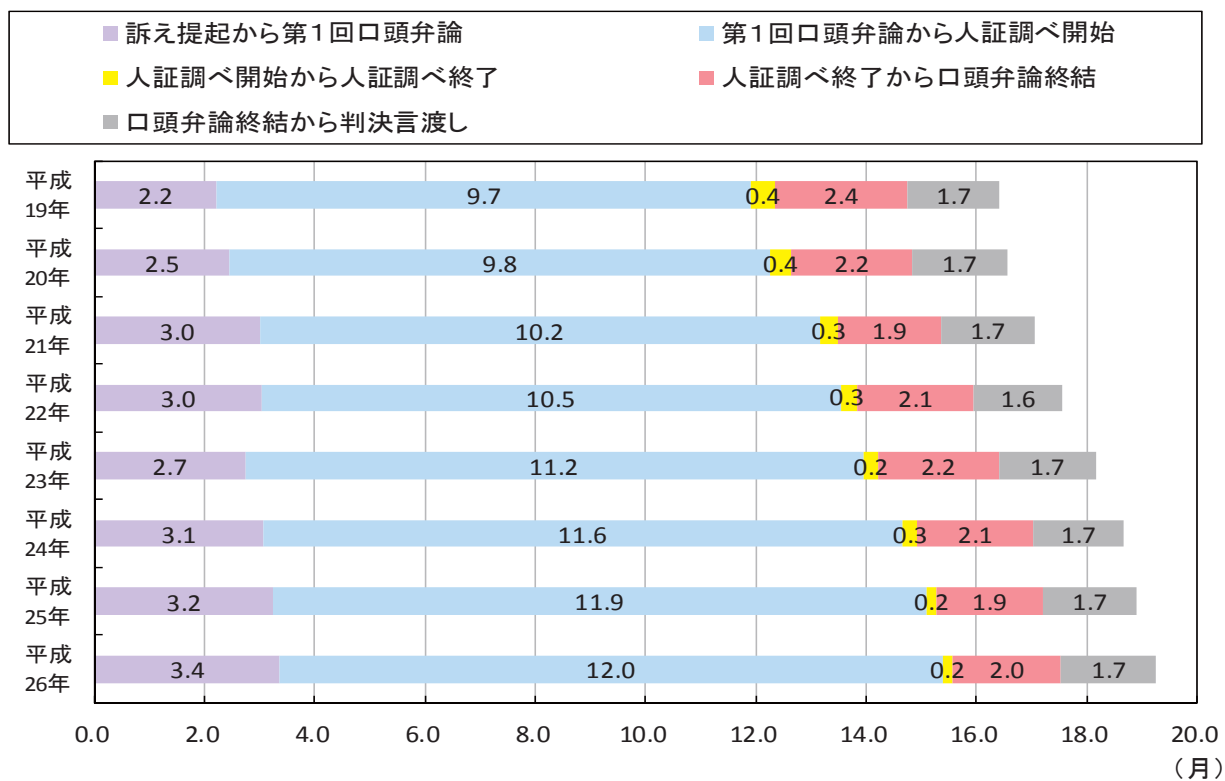
³ ここでいう欠席判決とは、適式な呼出し(公示送達による呼出しを含む。)がされたのに、被告が、答弁書その他の準備書面を提出せず、口頭弁論期日に出頭しなかった場合に下される判決という意味である。

IV 家庭裁判所における家事事件の概況及び実情並びに人事訴訟の概況等

【図15①】 人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移（人事訴訟）



【図15②】 財産分与の申立てがある離婚事件のうち人証調べを実施して対席判決で終局した事件における手続段階別平均期間の推移（人事訴訟）



※平成19年は同年4月から12月までの数値である。

人事訴訟におけるこうした争点整理期間の長期化については、例えば、次のような要因が指摘されているところである。財産分与の申立てがある離婚事件については、対象財産に係る資料を保有する側において、感情的反発等の理由からその提出を拒否するために、反対当事者が多数の調査嘱託申立てを行ったり、基準時（別居時）の前後における預金の無断引出し等に関し、預金取引履歴の開示範囲をめぐって当事者が対立したりするなど、資料収集をめぐって審理が難航しがちである。また、離婚原因に関しては、「婚姻を継続し難い重大な事由」（民法770条1項5号）が抽象的な要件であることもあって、感情的な思い入れの強い当事者間で、必ずしも事案の結論と結び付かない周辺事情についてまで主張の応酬が繰り返されがちである。さらに、このような人事訴訟の構造的な長期化要因のほか、子をめぐる紛争の先鋭化等も影響しているのではないかと考えられる。

こうした長期化要因に対する方策として、民事第一審訴訟事件全般と同様に、裁判所が、的確な訴訟指揮を心掛け、当事者と共に争点整理の充実に努めるべきなのはもとよりである。また、訴訟代理人においては、当事者の感情・意向を踏まえながらも、裁判所の判断に必要な事実主張や証拠資料を適切な形で提出していくことが重要であろう。

